



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	唐朝氏族志の一考察：いわゆる敦煌名族志残巻をめぐって
Author(s)	池田, 温
Citation	北海道大學文學部紀要, 13(2), 1-64
Issue Date	1965-03-27
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33296
Type	departmental bulletin paper
File Information	13(2)_P1-64.pdf



唐朝氏族志の一考察

——いわゆる敦煌名族志残卷をめぐる——

池

田

温

唐朝氏族志の一考察

——いわゆる敦煌名族志残卷をめぐる——

池 田 温

まえがき

◇第一章 敦煌名族志残卷

- 1 原文校録
- 2 記載内容の概観
- 3 成立年代の推定
- 4 本文献の性格

◇第二章 敦煌名族志成立の背景——大唐姓族系録編纂事業——

- 1 編纂の経緯
- 2 編纂者
- 3 編纂体例
- 4 敦煌名族志と大唐

ま え が き

中国史上、六朝から唐初にかけての時代は、一般に門閥社会といわれている。系譜が尊重され、累代の官歴及び通婚関係が決定的に重視され、支配階層の権力秩序から社会生活一般に至るまでそれによつて大きく規制された点において、第三〜八世紀半ばに至る時代は確かに際立つている。もとよりこの時期にあつても、王朝の興亡、外民族の侵入はくり返され、政治的支配層もめまぐるしい変動を経験した。東晋の王氏・謝氏に典型的にみられるように、顕赫たる貴族も事件や動乱にまきこまれれば一朝にして潰えるのである。そして実権を握る支配者が、貴族から疏外され

北大文学部紀要

姓族系録との関係

◇第三章 氏族志と唐朝の対氏族策

- 1 三氏族志の体例
- 2 氏族志編纂と通婚規制
- 3 対氏族策の推移

あとがき

唐朝氏族志の一考察

た卑い階層より出自する傾向はこの時代にも厳存した（南朝の帝室をみよ）。しかしそれにも拘わらず、系譜の權威によつて支えられる社会体制の有つ意義を適確に評価することが、中国史における当代の特性を考えるための前提となる事情にかわりはない。一族ごとにまとめられた魏書や南・北史の列伝の形式は、彼等にとつての家系の重要性を如実に示す。幾百・幾千と発掘される北朝・隋唐の墓誌をみると、葬むられた本人の行蹟と共に、時にはより以上の重みをもつてその姓・遠祖・曾祖・祖父・父について敍べられているのに氣付く。彼等（庶民ではなく支配階級）にとつて、個人の存在は微弱であり、彼の属する姓・家系・父祖の業績こそその社会的地位を定める決定的要因となり得たのである。かような社会体制と、皇帝を中心とする王朝の政治的支配の結合・対抗關係こそ、当代史における上部構造の動きを方向付ける基本的一要因であつた。

系譜の重視された当代には官撰・私撰の夥しい氏族文献が作製されたことはいうまでもない。本稿の対象とする唐朝の氏族志は、それらのうちで最も重要な存在で、且つ最後の段階に成立したものである。三回にわたつて編纂された氏族志には、王朝権力による氏族秩序再編成の意図が集約的に示されている。近代の研究者によつて氏族志の問題が取上げられたのは、門閥貴族制から科挙官僚制への転換を社会的に追求された宇都宮清吉氏の論文⁽¹⁾にはじまるようである。そして当代氏族の身分的内婚制の存在を指摘された仁井田陞先生の研究や、庶民・官族と身分的に區別された士族の籍として氏族志を規定された今堀誠二氏の論考⁽²⁾、唐代政治史におけるいわゆる「閥隴集團」と山東門閥の対立を通じて貞觀氏族志を位置付けた陳寅恪氏の見解によつて、ほぼ学界の常識ともいふべきものが形造られてきている。特に貞觀氏族志については、関連資料をほぼ網羅した竹田龍児氏の專論もある⁽³⁾。他方、向達氏の指摘以来氏族志と混同して論ぜられることの多かつた、一群の郡望表の性格も一応明らかになり、両者の區別は明瞭となつた⁽⁴⁾。残

された課題は、貞観・顯慶・開元と三回氏族志が作られた意味と相互関連の解明をはじめ、夫々の成立の背景及び具体的内容、社会への影響を追求する点にある。

氏族志自体は夙に失われ、関係史料に乏しい問題であるにも拘わらず、あえてここに論ずるのは、氏族志のなっている前述の如き歴史的意義の大きさによる。以下敦煌名族志と呼ばれる一小文献の分析を手掛りとして、氏族志の内容理解を幾分でも前進せしめ、ひいては氏族文献の側面から国家権力と氏族の間の対立・依存関係を解明するに資したいと考える。

(註)

1 宇都宮清吉「唐代貴人に就いての一考察」(史林一九一三、一九三四、五〇～一〇六頁)

2 仁井田陞「六朝および唐初の身分的内婚制」(歴史学研究九一八、一九三九、又「中国法制史研究 家族村落法」所収、六〇〇～二二頁)

3 今堀誠二「唐代士族の性格素描」(歴史学研究九一、十一、一九三九・四〇、五九～八〇、四六～八一頁)

4 陳寅恪「唐代政治史述論稿」(初版重慶、一九四四、新版北京

一九五六、中篇、政治革命及党派分野、七一～九頁)

5 竹田竜児「貞観氏族志の編纂に関する一考察」(史学二五―四一九五二、二三～四一頁)

6 向達「敦煌叢抄」(国立北平圖書館館刊五十六、六一六、一九三一・二、六〇～二・五七～六二頁)

7 貞観氏族志と郡望表の区別については筆者の前稿「唐代の郡望表」(東洋学報四二―三・四、一九五九・六〇)に述べた。

第一章 敦煌名族志残卷

本資料はパリのビブリオテク・ナショナル所蔵ポール・ペリオ探險隊敦煌将来漢文文献(P二六二五号)で、敦煌の名族張・陰・索氏の系譜・事蹟を叙した残卷である。すでに三十余年前ペリオ氏と我が羽田亨氏の協力により本残卷全文は燉煌遺書活字本第一集に収められ、簡単な解題を加えて広く学界に紹介された⁽¹⁾。その後この資料は部分的に

唐朝氏族志の一考察

研究者に利用されはしたが、未だその性格、内容の詳しい検討が加えられるに至っていない。しかし筆者の見る所では、本残巻は敦煌の古代氏族に関する若干の具体的記事を提供するにとどまらず、更に唐朝の氏族政策や氏族志の問題を考えるに有益な内容を含んでおり、根本的検討に値する貴重な史料と思われる。

1 原文校録

本残巻はすでに羽田氏によつて活字化されているけれども、なるべく読み易いテキストを提供するためと、以下の叙述に便するため、以下に全文移録することとする。幸い、旧時羽田氏の将来された写真焼付（東洋文庫蔵）及び近時ビブリオテク・ナシヨナルより東洋文庫に贈られたマイクロフィルムによる焼付の両者を閲覧する機会を得たので、細部の若干について燉煌遺書活字本を補訂することが出来た。残巻は頭・尾を欠き、現存五紙（第一・第五紙は不完）計存九四行（第一紙二紙廿五行、三紙廿四行、四紙廿二行、五紙六行）、一行十六・廿字、墨界を施した卷子に楷書で写され、字体・書風は八世紀末を降らない写本とみられる。

移録に際し、別体・異体字はつとめて通行の字体に改めた。
なお句読・傍線・行間注記はすべて移録者の付したものである。

問題の個所は(A)(B)(C)の注で下段に解説を加える。

(前欠)

1 □

□尉。

2 □

□尉張瓘、領兵東來、

3 □

□郡城東南十里。子憑因

4 □

□。憑子瑄、字仲巖、漢豫

- 5 □ □
 6 □ □
 7 □ □
 8 □ □
 9 大功、寢其事。襄懼、以地節元年、自清河繹基、
 10 家西奔天水、病卒。子□□年来適此郡、家于北
 11 府。俗号北府張。史藉□□、子孫莫覩。游擊將軍・
 12 上柱国・西州岸頭府果毅都尉張端、自云、是其
 13 後也。
 14 陰氏
 15 隨・唐已来、尤為望族。有陰稠者、立性清高、不
 16 求榮祿。身九十八、板授鄧州刺史。長子仁幹、神
 17 監明朗、氣量含弘、世号智囊、時称理窟。唐
 18 任昭武校尉・沙州子亭鎮將・上柱国。次子仁果、
 19 志慕三軍、情敦八陳、遠除戒醜、拓定辺壩。唐
 20 任遊騎將軍・甘州甘峻府左果毅都尉・上柱国。
 21 次子仁協、稟靈敦直、愛撫字人、兼□五材、騁高九

北大文学部紀要

(A) 晉の上の一字、嫩煌遺書活字本(以下イと略称)「以」に作
 るがやゝ疑問。

(B) 藉字、上半部のみ存す。

(C) 隨字、イは「隋」に作る。王朝名「隋」も、隋・唐時代には
 隨・隋・隋などの諸体が使用され、宋以后隋に一定され
 た。王昶(金石萃編卷三八・杜乾緒等造象銘跋)、吳玉搢(金
 石存、語石卷一引)・葉昌熾(語石卷一)・周樹人(魯迅)
 (呂超墓誌跋、夢碧移石言卷二引)等の諸説参照。

(D) 世字の欠画。

(E) 果字、イは「梁」に作る。

(F) 原文は「兼五材」に作るが、「一字脱落が推測されるので補

唐朝氏族志の一考察

- 22 德、織仁^(識)徂義、令問斯彰。唐任正議大夫・使持節^(識)岷^(識)州諸軍事行岷州刺史・上柱国・南陽郡開国公。次子仁
- 23 希、性蘊九流、情含五典、作牧能理、素好兵鈴、拋
- 24 德齊賢、清風峻遠。唐任雲麾將軍・守左武衛
- 25 將軍・上柱国・燉煌郡開国公。幹長子^(干)嗣業、自天
- 26 聰明、博諳^(諳)經史、訓諸方岳、愛好琴書、令問久彰、
- 27 清声遠着。唐任正議大夫・使持節^(識)岷^(識)州諸軍
- 28 事行岷州刺史・上柱国・燉煌郡開国公。次子^(次)嗣監、
- 29 幼而岐嶷、植種天聰、作牧字人、明閑妙術、行
- 30 高智遠、預代^(代)師謀。唐見任正議大夫、北庭副
- 31 大都護・瀚海軍使・兼營田支度等使・上柱国。
- 32 果子嗣璋、素好琴歌、情含五韻、作牧能撫、擅預
- 33 兵鈴。唐任朝散大夫・使持節瓜州諸軍事檢
- 34 校瓜州刺史・上柱国。希長子^(希)嗣琛、情自温和、行
- 35 敦仁信、琴書養志、智遠幽微。唐任昭武校尉・行
- 36 瓜州雍歸鎮將・上柱国。希次子^(希)嗣瑗、素蘊忠貞、志
- 37 存仁孝、孫・吳祕術、上崇有聞、勉代名超、元緒
- 38

う。

(G) 民字の避諱による欠画。以下の岷字も同様。

(H) 原文に南字を脱する。今意をもつて補う。

(I) 清字、諸字の上になぞって清に改めてある。

(J) 雲字、原文に脱する。今意をもつて補う。

(K) 子字、原文に脱する。今意をもつて補う。

(L) 訓諸二字。□一字をあらわし消した上に書く。

(M) 沙州都督府図経 卷三、祥瑞五色鳥条にみえる百姓陰嗣鑒と

同一人であろう。

(N) 嗣字、原文に脱する。いま例に従って補う。

- 39 遂之。見任昭武校尉・左金吾衛隴州源汧府左
果毅都尉・賞緋・上柱国・豆盧軍子愬^(總)管。協超子
40 思諫^(〇)、孝友能仁、行彰名譽、素好儒雅、志列能
41 仁。唐任昭武校尉・原州安善府左果毅都尉・
42 上柱国。次子思言、忠直敦信、仁孝文聞、行預声
43 超、時材美差。唐任昭武校尉・秦州成紀府別將・
44 上柱国。果長子嗣宗、仁周宗党、賢友忠貞、名譽
45 有聞、光粘永古。唐任昭武校尉・庭州威泉鎮將・
46 上柱国。果次子元祥、立性賢和、悅敦詩礼、能仁
47 亦物、勉代名光。唐任昭武校尉・甘州三水鎮將・上
48 柱国。果子嗣王^(宋之)、志敦經史、博覽天聰、奉国忠貞、
49 承家孝悌。唐見任刑州平鄉縣尉。幹子嗣瓊、志
50 氣驍雄、情素多謀略^(P)、超閑祕術、明達孫・吳。
51 唐任昭武校尉・岐州邵吉府別將・上柱国。業
52 子庭蘊。唐見任岐州望雲府別將・上柱国。
53 五代義居、承家孝悌、忠誠奉国、各受其班。^{(陰之)(Q)}
54 祖、鄉閭令望、州縣軌儀。年八十四、板授秦州
55

(〇) 思字、イは「忠」に作る。

(P) この句一字多すぎる。略字は衍字とみなされる。

(Q) 陰祖の名は莫高窟記に見える。

唐朝氏族志の一考察

- 56 清水縣令・上柱国。祖子守忠、唐任壯武將軍・
 77 行西州岸頭府折衝・兼充豆盧軍副使。又
 68 改授忠武將軍・行左領軍衛涼州麗水府折
 59 衝都尉・撰本衛郎將・借魚袋・仍充墨離軍
 60 副使・上柱国。以父老請侍、孝誠懇切、蒙涼州
 61 都督郭元振判錄奏。謀略克宣、勤勞久着、
 62 当王涼之西面、処四鎮之東門、彈厭山川、控禦
 63 緩急、寇不敢犯、塵不得飛、將士有投醪之歆、
 64 吏人承狹曠之惠、防援既衆、功効実多、利潤倍
 65 深、募課尤剩、趙充國之為將、省而成功、甘延
 66 壽之居邊、惠而能利。長子脩己、右衛勳二
 67 府勳衛。材兼文武、蹈礼依仁、少習父風、鄉閭
 68 挹以其幹略。節度使差、專知本州軍兵馬。次
 69 子脩義、見任文州□^(S)平府別將。
 70 索氏
 71 右、其先商王帝甲、封子丹於京索、因而氏焉。
 72 武王滅商、遷之于魯、封之為侯。秦并六國、莊^(R)

(R) 壯字、イは「杜」に作る。

(S) 原文は「文州平府」に作るが、府名は二字を原則とするか
 ら一字脱字が予想される。

- 73 侯索番、致仕国除。漢武帝時、太中大夫索
 撫・丞相趙周、直諫忤旨從辺。以元鼎六年、
 74 從鉅鹿南和、遷于燉煌。凡有二祖、号南索・
 75 北索。初索撫在東、居鉅鹿之北、号為北索。
 76 至王莽天鳳三年、鳴開都尉索駿、復西燉煌。
 77 駿在東、居鉅鹿之南、号為南索。莫知其長
 78 幼、咸累代官族。後漢有索頤、明帝永平中、為
 79 西域代己校尉、居高昌城。頤子堪、字伯高、才(脱字ア)
 80 明、举孝廉明経、对策高第、拜尚書郎、積遷(稍之)
 81 幽州刺史。其撫玄孫翊、字厚山、有文武才、明
 82 兵法。漢安帝永初六年、拜行西域長史。弟
 83 華除為郎。華之後展、字文長、師事太尉楊
 84 賜。展孫翰、字子曾、師事司徒王郎(朗之)。咸致士官。
 85 宗人德、字益濟。祖殷、太尉孫(孫之)。父祇、社陵令。德
 86 举孝廉、拜駙馬都尉、桓帝延熹元年、拜東
 87 平太守。子韶、西部長史。族子隆、字祖其(U)。父
 88 宣。清靈潔淨、好黃・老、沈深篤学。事繼母、以孝聞、
 89

(T) 鹿字、麀字をなぞつて改めてある。

(U) 字祖其、或いは字アサナの二字を脱して、祖其、父宣と続くもの
 かもしれない。

唐朝氏族志の一考察

- 90 不^(V)応辟召、郷人号曰腐儒。隆子^(W)蒨、蜀郡太守。族父^(W)靖、字幼安。父^(W)湛、北地太字。靖少有逸群之量。与郷人張^(X)彪・索^(X)紇・汜^(Y)衷・索^(Y)綰等五人、俱遊太字、号称燉煌五竜、四人早亡、唯靖得^(Y)驍□□□□

(後 欠)

2 記載内容の概観

(V) 第九〇～九二の三行、原文は左の如く作る。

90 族父^(W)靖。父^(W)湛、北地太字。靖少有逸群之量与
91 聞、不^(V)応辟召、郷人号曰腐儒。隆子^(W)蒨、蜀郡太
92 守。族父^(W)靖字幼。郷人張^(X)彪・索^(X)紇・汜^(Y)衷・索^(Y)綰等

しかしこのまゝでは、①族父靖の記事が重出し、②90末～91初にかけて行文が不自然であり、③88～89の隆の記事と91～92初の隆子蒨の記事にはさまれて靖の記述があるのが不体裁を免れず、しかも④靖が辟召に^(V)応ぜず郷人に腐儒と呼ばれたというのは、彼が州に別駕にめされ又郡から賢良方正に挙げられた事実(晉書本伝)と明らかに矛盾する。思うに本来は移録文の如き続きであったものが、転写の過程で90行と91行が誤って逆の順序にいかわり、さらに族父靖の句が挿入されて、原文の如くなったものであらう。移録文の如く正して始めて文意は通り、且つ索靖の伝記に適合する。

(W) 安字は原文にないが、史実に従って補う。

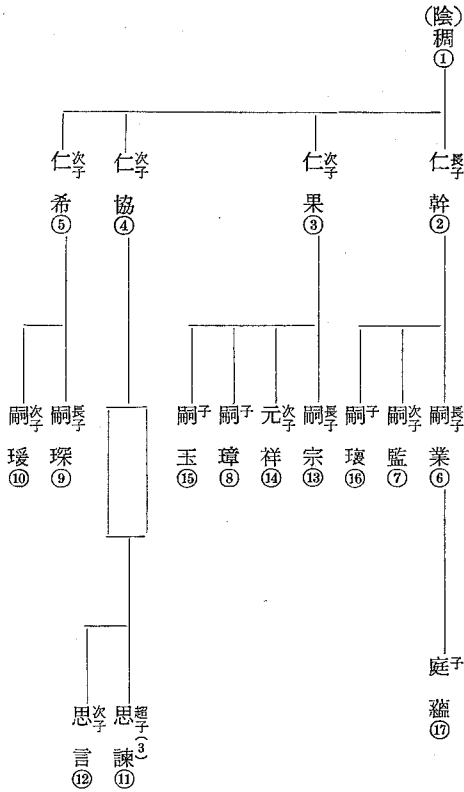
(X) 紇字晉書^(X)。索靖伝には紇に作る。珍の異体が珍になる如く、恐らく紇は紇と同字であらう。

(Y) 索綰を晉書索靖伝には索永に作る。

陰氏

本残卷に含まれる張・陰・索三氏のうち、張氏は末部だけ、索氏は頭部だけを留めるにすぎず、完存するのは陰氏のみである。従つてまず陰氏について内容を見ると、全体が二部分よりなつてゐることが解る。即ち陰稠の子孫（15～53）と陰祖の子孫（54～69）の二家系で陰氏の叙述は構成されている。登載者の系譜的關係を整理して表示すると左のようになる。（人名の下の番号は登載順位。）

○系図 1 陰稠の家系



本文の開頭におかれた「隋・唐以来きわだつて名族となつた」という叙述は、陰氏の項全体の前置きとみられ、以北大文学部紀要

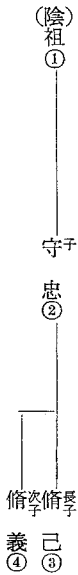
唐朝氏族志の一考察

下、稠・仁幹・仁果・仁協・仁希・嗣業・嗣監・嗣璋・嗣琛・嗣瑗・思諫・思言・嗣宗・元祥・嗣玉・嗣瓌・庭縉の順に一族十七人の記事が列挙される。この家系の記載には途中嗣璋と嗣琛の間に一字空格があり(35)、前段・後段に区別される。前段の記載順序は世代・輩行に従っており、後段は稠の末子仁希の子から始めて順次仁希の兄の子孫に及んでいる。後段が末弟の系統から始めているのは、末弟のみ三品を有し身分的に高いのでここから順次官品順に兄へと並べたものであろうが、個々の家についてみれば正しく世代・輩行順に則っている。しかしながら兄弟のある者が前段に、他の者が後段に分かれて登載されているのは一体何故であらうか？ これも銘々の有する官品によつて一定基準の上下に区別されたものと解され、詳細は後にふれる。

各人の記載は完全に一定の型にはまつている。即ちまず家系内における続柄を付けてその名を表示し、続いてその人物・才能を四字句で叙し、最後に官銜のほぼ完全な形が記される。

「五世代同居して孝悌の家風を伝え、忠誠をもつて國家に貢獻し各々官位を得る」(54)と讃えられるのは、陰稠の家系全体についてのしめくりとみても内容的に矛盾しないが、この句から改行されしかも前行末に一字分余白を留めるに對し、以下陰祖の家系の記事と接続して記され且つ後者の事蹟とも内容的に適合するから、これを陰祖の家系のときおこしと見る方がより自然であらう。

○系図 2 陰祖の家系



この家系は、祖・守忠・脩己・脩義の三世代四名の記事を含むだけであり、叙述形式もおおむね稠の家系に準ず

る。ただ前者ほど型にはまつた齊一なものでなく、陰守忠の事蹟をやや詳しくのべる如き変化を有する。守忠は豆盧軍副使から加階に伴つて転任し墨離軍副使を授けられようとした所、父親祖が老年なのでその側に侍す為官を辞した。そこで涼州都督郭元振にその孝心をめであられ、皇帝にまで言上されるといふ榮を得た。この家系の記載に冠してのべられた五世同居云々も、或いは郭元振の判の一節かと思われる。

陰稠・陰祖両家系の相互関係は明記されておらず不明であるが、兄弟の如き近縁の親属であつた形跡は見出されない。

張氏

羽田氏の解説に既に指摘されている如く、陰氏の前に置かれたのは張氏の記載である。この事は文中に記された人名張^{ギョウマツ}・張慶方・張襄・張端及び家系北府張によつて疑いない。そして残存部分についてみると、外形的に行末余白と改行の関係から記載が三部分に分れる。即ち第一行は、某尉の記事で終る一家系の末に当り、第二・六行は張慶方の先祖の家系、そして第七・十三行が張端の自称する先祖の家系を述べたものである。一番破損の少い最後の家系の由来は次の如く解される。遠祖に当る前漢の司隸校尉張襄は、霍光の妻顯が許皇后を毒殺したと宣帝に上奏した所、帝が光の大功をおもんばかつて事を表面立てなかつたので心配になり、地節元年（69 B.C.）清河郡繹幕県から一家をあげて西のかたはるか天水郡へ落ちのび、そこで病死した。ついで襄の子孫が敦煌郡にやつてきて北府に住みついたので、この家系は北府張と呼ばれる。しかしその後裔には名をあげた者なく、西州岸頭府果毅都尉張端がその子孫を名告っているにすぎない。なお第七行に趙王敖とあるのは、張襄が敖の何代かの子孫に当ることを述べたものであろう。この北府張氏の記載を念頭において、第二の家系をみると、恐らく張瓘が移住の始祖で敦煌郡城の東南十里に居を定め、子憑・孫瑄と相ついで活躍し、晉代に涼興令となつた某に及んだが、その後目ぼしい。

唐朝氏族志の一考察

者を生み出さず、某郎將張慶方がいるばかりの如く読みとれる。慶方の肩書「郎將は、本残巻の陰守忠の肩書「行左領軍衛涼州麗水府折衝都尉撰本衛郎將」などと同類であらう。最初の行に僅か尉一字を残すにすぎぬ家系については全く不明であるが、この尉は恐らく某県尉・某折衝都尉・某果毅都尉などの末尾にあたり、張某の官銜で家系の記載が終つていたものと想像される。かように見るならば、張氏の記載は家系毎に改行して並べられ、夫々の家系について当時在世の子孫の名が官銜を伴つて登載されると共に、その家系の由来が移住の始祖に溯つて説かれていたのである。

敦煌張氏は著名な姓族であり、幾多の人材を輩出したが、残巻に含まれる張慶方・張端の家系は決して代表的なものでない。張氏の最後におかれた点にも伺われるように、敦煌張氏の中でも目立たぬ傍流に過ぎないといえよう。後漢の張奐・張芝の直系子孫を称する数多い張氏に関する記事は、当然失われた前部に大きなスペースを占めていた筈であり、残存部分は張氏記載の末尾のはんの一段にとどまるのである。

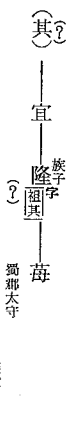
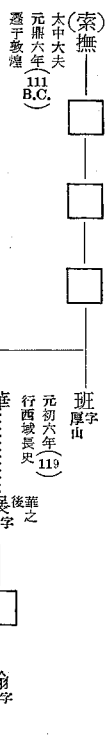
索氏

索氏の記事は、そもそも同氏の起源から説き起され、敦煌に移住した二家系の祖索撫（北索）・索駿（南索）が挙げられてから、後漢の戊己校尉索頤の家系にふれ、又北索の家系に戻りおおむね二世紀の諸人、更に同宗・縁者に記述が及び、三世紀の索靖の記事の途中で以下闕失となつてゐる。本文に述べられた所を系譜的に整理すると次の如くなる。

次の系譜を一見して知られるように、北索に属する如く読める諸人もそれぞれの家系相互の關係は曖昧である。宗人徳・族子隆・族父靖と呼ばれる諸人も、一体誰を基準にしてその輩行關係が定められているのか明らかでない。徳は二世紀中葉、靖は三世紀末頃最も活動した人物で百年以上時代を距てているから、宗人・族子・族父の呼称が特定

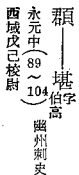
○系図 3 索氏の系統

(北索)



(南索)

(索)駿
 鳴開都尉
 天鳳三年 (16)
 西遼敦煌



北大文学部紀要

唐朝氏族志の一考察

の個人を基準としていないことは明瞭である。従つて索氏先世の記事は、整つた系図などに依拠しておらず、名のあつた個人に関する記述を寄せ集めて出来ているように見える。さきに移録に際して転写の過程で生じた錯行を指摘したが、なお索氏の記事には謄誤が少くない。索類については後漢書西域伝を参照して「明帝永平中」(79)が和帝永元中のあやまり、又索翊が永初六年行西域長史を拝した(82~83)とあるのも、後漢書班超伝・西域伝によつて索班が元初六年行敦煌長史として伊吾招撫に當つた事実の誤写と認められる。又索班(翊)を撫の玄孫とするのも、記載された年代関係と矛盾する。かように幾つもきずがあるけれども、しかも二三世紀の敦煌索氏に關し本残巻の語る所は貴重である。索類・班・湛・靖・紇を除く十余人に關しては、管見の範圍で現存他文獻には全く所見がない点だけでも、その価値を知るに充分であらう。記載の一々については嚴密な検討を経て始めてその真实性を確かめ得るのであるが、既に二・三世紀にかけて敦煌索氏がもはや西辺の一豪族にとどまらず、幾多の族人を中央に仕官せしめるまでに發展していたことは疑いない。かような地盤の上にこそ索靖の如き著名人を生み出すに至つたのである。

ところで索氏の記事は途中で切れているが、この後に陰氏・張氏の場合と同様に唐代の後裔に至る記述が含まれてゐたと考へて差支えあるまい。索氏の残存部分も、最初の少部分にすぎぬと解されるのである。

3 成立年代の推定

以上の如き内容を含むこの残巻は如何なる性格の文獻であらうか？ここで留意されるのは、内容の完備する陰氏の記載がある一定時点を基準とするように受取れることである。この点は、本文中に生存者と覺しい陰稠・陰祖兩名の年齢が明記されていること(16、55)及び嗣監・嗣瑗・嗣玉・庭蘊・脩義の五名の官が特に「見任」と記されている点(31、39、50、53、69)から容易に推測し得るであらう。加うるに前述のように、陰氏記載は形式的に齊一化されており、

執筆者の一定の志向がすみずみまで行渡っている。それ故陰氏記載が特定時点と一定基準に準拠して執筆されている点は疑いの余地がない。そこで記述の前提に存在したはずの基準の幾つかについて、まず考察をめぐらす必要がある。陰稠・陰祖両家系合計廿一人の登載者は、皆生存者であつたろう。最年長世代の稠・祖は年齢を明記され、又五世代同居が讃えられているからその生存は疑いない。そして比較的老年の世代に属する仁協・仁希の封爵も未だ子孫に継受されておらず、その在世が確認される上、階官勲封の記載が概して周到であるにも拘わらず贈官の例が一つも見出されぬ点は、死者を登載せぬ原則の存在を予想させるに足る。では現任を明記された者に対して、それ以外の者の官は如何ように解したらよいか。それは陰守忠の場合明らかな如く、嘗て在任した官がここに記されているのである。致仕若くは待選・免官者もその在官時の最高官が記録されているものと認められる。従つて現任を明記されない者を直ちに死者とみなすことのあやまりなるはいうまでもない。なお同族の生存者中ここに登載された者が、品官を有する男子に限られていることは一見して明瞭である。この限定の意味については後に論ずることとして、さし当り本文獻の性格を理解するに必須の前提となる成立年代について見通しを述べておこう。それにはまず陰氏記載の基準となつてゐる特定時点を明確にする必要がある。残巻中には残念ながら直接年代を示す記事は何もない。従つて他資料と比較検討しつつ、可能な限りその時点の上下限をせばめてゆかねばならぬ。以下この作業の手掛りとなる④郭元振、⑤陰仁協、⑥陰嗣瑗、⑦板授の諸点について順次検討してゆこう。

本文中に涼州都督郭元振の判に言及がある(60~61)。元振が涼州都督隴右諸軍州大使に遷つたのは大足元年(701)であり、以後五年間涼州に在任した。従つて陰守忠が父の老年の爲墨離軍副使就任を辞し元振の判によつて録奏されたのは、この五年間のことと限定される。その後元振は安西大都護となり突厥対策に大いに活躍した後、睿宗即位と共に

に都へ呼び戻され⁽⁷¹⁰⁾、中央にあつて同中書門下三品を加えられること二度、兵部・吏部・刑部尚書を歴任したが、開元元年⁽⁷¹³⁾玄宗親臨の觀兵式に落度があつて帝の怒りを蒙り、十月流刑に処せられ途中で死んだ。文中にわざわざ元振の名が引合いに出されているのは、彼が榮達の状態において最も自然であり、その失脚窮死以後とは考えにくい。それ故郭元振の検討から問題の時点は一応⁽⁷⁰¹⁾と限定される。

次に本文では「正義大夫使持節岷州諸軍事行岷州刺史上柱国南陽郡開国公」として現れる陰仁協が、聖曆三年五月⁽⁷⁰⁰⁾、金剛般若波羅蜜經に左の奥書を誌している。

「聖曆三年五月廿三日、大斗拔谷副使・上柱国・南陽郡開国公の陰仁協が、金輪聖神皇帝及び七世の父母、更に一家老若の為に写経する。六品を得た時発願して毎月金剛經一卷を写すこととし、五品を得てからは毎月二巻を写すことにした。所が永らく従軍して紙墨を準備出来ず本願を果せなかつたが、今やつと写すことが出来、萬物の為にこの經をよむものである。」これによれば仁協は聖曆三年に恐らく五品で、本文の正義大夫^(正四品上)より低く、又南陽郡開国公で本文の南陽郡開国公の方が一段高い。即ち仁協は聖曆三年以後本文の時点に至る間に階・封共榮進し、官もうつっている訳である。従つて陰仁協についてみると、問題の時点は七〇〇年以後七百二三十年の間にあることとなる。

次に陰嗣瑗については最も関連資料が豊富である。景竜二年⁽⁷⁰⁸⁾九月廿日(西曆十一月七日)付けの金剛般若經の奥書に、彼は「昭武校尉・前行蘭州金城鎮副・陰嗣瑗」と署名している。本文の「昭武校尉・左金吾衛隴州源汧府左果毅都尉・賞緋・上柱国・豆盧軍子愬管」と比べると、階は共通であるが、職事の品は鎮副^(正七品下)の方が果毅都尉^(從五品下)より低い。且つ鎮副は前官と明記されているから、本文の果毅都尉の方が後から叙されたとみるべきである。又約一世紀後⁽⁸³⁹⁾に寶良驥が嗣瑗の曾孫の為に書いた「大番故燉煌郡莫高窟陰処士公修功德記」によると

嗣發は「正議大夫・檢校豆盧軍事・兼長行坊輦運支度等使・賜紫金魚袋・上柱國・（熾煌郡縣）開國侯」に至つてゐる。⁽¹⁰⁾即ち彼は本文の昭武校尉（正六品上）から後正議大夫（正四品上）まで進み、封爵をも嗣いだのである。してみれば本文の時点は景龍二年以後数年間とみなし得よう。更に景龍二年と本文の階が昭武校尉で動いていない点は精査に値する。景龍二年の翌々年は丁度中宗が韋后の為に弑され続いて平王隆基（後の玄宗）が父睿宗を皇位につける事件の年に当る。この年（710）唐隆元年六月廿一日（辛丑）（西曆七月廿二日）の大赦詔では、内外文武官四品已下の者に一階を加えよとあり、⁽¹¹⁾ひき続き三日許り後の唐隆元年六月廿四日（甲辰）の即位大赦でまた内外官四品以下の者に一階が加えられている。⁽¹²⁾従つてそれ迄階を高める機会がなかつたとしても、この六月以後にはもはや昭武校尉ではなかつた筈である。それ故陰嗣發の官銜によつて、問題の時点は七〇八年九月（西曆十一月）一七二〇年六月（西曆七月）の間にあつたと推定し得る。

最後に陰稠と陰祖の板授の年代が問題である。この前後で板授の内容の知られるのは、載初に改元の赦（689）に際し九十已上に上州司馬・八十已上に県令を版授したのと、⁽¹³⁾太極元年改元の赦（712）に九十已上に下州刺史・八十已上に上州司馬を版授した二例にとどまる。所が陰祖は八十四歳で清水県令を板授されているから、上州司馬を授ける太極元年以前にあつたとみななければならない。又陰稠の板授鄧州刺史も上州で、太極元年の下州刺史版授と合わない。太極以前で版授の機会として知られるのは、景龍三年（709）十一月の赦に際し高年者に版授された例だけである。⁽¹⁴⁾この際の版授内容を伝える資料を未だ見出していないので断定出来ないが、二人の板授を景龍三年十一月におくのが現在の所一番無理がない。そして二人の年齢は板授された年であつたと解するのが自然であるから、問題の時点は一応七〇九年末と予想される。⁽¹⁵⁾たとえ板授年齢と現年齢に差があつたとしても、最大限四年を超えないことは陰祖の年齢だけから明らかである。⁽¹⁶⁾

唐朝氏族志の一考察

以上四点から夫々相互に独立に年代を考えた結果、^①701~^②13、^③700~^④30、^⑤708~^⑥10、^⑦709末の結果を得た。かように矛盾を含まない結果が出たことは、厳密に一時点を基準として記述がなされているとの予想の正しかつたことを裏書きする。それ故右の四個の上下限を綜合し、一応景龍三年十一月廿三日を上限、景龍四年六月廿一日を下限と定め、景龍三年十二月を最も可能性の大きい時期と結論することが許されよう。そして現在迄に検討した限りでは、この内容成立基準時点に抵触する記事は残巻中に存在しない。

以上により陰氏の項の年代ははつきりしたが、なお張氏、索氏の項が残っている。張端の官銜記載がほぼ陰氏の場合に対応し、且つ西州岸頭府果毅都尉は七世紀後半〜八世紀中葉にのみ存在した官であるから、^⑧張氏の項も陰氏と共通の時点を基準としているとみて支障はない。張・索氏は記事の大部分を失っているからもとより断定は不可能であるが、陰氏と同時に成立した蓋然性は大きく、かつ同時と解するに障害をなす点は見出されないのである。

以上の論旨にして大過なければ、本文献自体の成立時点も、その内容の基準時点を降ること遠からざる時期―數個月以内―とみなされる。何となれば、本文献の内容からみて基準時点の直後に編纂されたと解するのが最も自然であり、且つその比較的短かく單純な記事の編製に長期を要したとは認められぬからである。従つていわゆる敦煌名族志の成立年代は景龍四年（景雲元年^⑨710）頃と結論される。

4 本文献の性格

さて「敦煌名族志」（羽田氏の擬名）と呼ばれているのにも明らかな如く、本文献は氏族の系譜をのべることを目的とする族譜的な性格の書と一応見なされるであろう。しかしながら内容を詳しく吟味するなら、普通にいわれる族譜の類とは大いに異なることが明瞭となる。記載の完存する陰氏についてみるなら、前述の如く記載対象が極端に限

定されている。まず現存者のみが登載される原則であつたと認められ、従つてなくなつた先祖に関して何の記述も含まない。そして現存者といつても、そこには一人の女子も含まれず、従つて婚姻・姻戚についても一言もふれないのである。更に男子の現存者はすべて記されているかという点、決してそうではなく幼少年者は皆オミットされていると認められる。そして陰氏の登載者計廿一人には、すべていかめしい肩書が付されている。ここに記された官銜を、階・官・勲・封に分類して一覧表を作ると左の如くなる。

○第一表

名	階 (品)	官	勲	封 (その他備考)
稠		(板授) 鄧州刺史	上柱国	
仁幹	昭武校尉 (正六上)	沙州子亭鎮將	上柱国	
仁果	游騎將軍 (從五下)	甘州甘峻府左果毅都尉	上柱国	南陽郡開国公
仁協	正議大夫 (正四上)	使持節岷州諸軍事行岷州刺史	上柱国	敦煌郡開国公
仁希	雲鷹將軍 (從三)	左武衛將軍	上柱国	敦煌郡開国公
嗣業	正議大夫 (正四上)	使持節岷州諸軍事行岷州刺史	上柱国	
嗣監	正議大夫 (正四上)	北庭副大都護瀚海軍使兼營田支度等使	上柱国	
嗣璋	朝散大夫 (從五上)	使持節瓜州諸軍事檢校瓜州刺史	上柱国	
嗣琛	昭武校尉 (正六上)	瓜州雍州鎮將	上柱国	
嗣瑗	昭武校尉 (正六上)	(見任) 左金吾衛隴州源汧府左果毅都尉豆盧軍子惣管	上柱国	(賞 緋)
思諫	昭武校尉 (正六上)	原州安善府左果毅都尉	上柱国	
思言	昭武校尉 (正六上)	秦州成紀府別將	上柱国	
嗣宗	昭武校尉 (正六上)	庭州威泉鎮將	上柱国	

唐朝氏族志の一考察

元祥	昭武校尉（正六上）	（見任）	甘州三水鎮將	上柱国	
嗣玉		（見任）	邢州平鄉縣尉	上柱国	
嗣瓌	昭武校尉（正六上）	（見任）	岐州郿吉府別將	上柱国	
庭鑑		（見任）	岐州望雲府別將	上柱国	
祖		（板授）	秦州清水果令		
守忠	壯武將軍（正四下） 忠武將軍（正四上）	（改授）	西州岸頭府折衝兼充豆盧軍副使 左領軍衛涼州麗水府折衝都尉攝本衛郎將 充墨離軍副使（就任せず） 右衛勳二府勳衛專知本州軍兵馬	（上柱国） 上柱国	（借魚袋）
脩己		（見任）	文州□平府別將	上柱国	
脩義					

かように板授や旧任も含めて官品を詳記する原則がここに見出され、且つ官品を有する者のみが登載されるという基準が存したと認められるのである。更に注意すべきは、陰仁果の四人の子の記載順序が長幼の順にしたがわず、子嗣璋・長子嗣宗・次子元祥・子嗣玉と並べられている点である。陰稠の家系記載の一貫性よりみて、ここだけ錯乱したと考えることは困難であつて、嗣璋一人が朝散大夫で嗣宗ら三人は昭武校尉以下という身分的差異の為、高品者を前に置いたと解するのが唯一の可能妥当な解釈であろう。かように解して始めて、仁幹の子嗣瓌が兄弟と並ばずに遙か後尾に登載されている事情も、同様に無理なく説明し得ることとなる。更に前述の如く嗣璋と嗣琛の記載の中間に段落の存する意味も際立つて明瞭となるであらう。即ちこれより後段には六品以下の者だけしか含まれず、前段には原則として五品以上の者が登載されているのである。但し前段で家系の筆頭稠の長子仁幹のみは五品以上でないけれども、彼が当主を継承すべき地位にあること及び子息に二人も五品以上の者を有つ事情を斟酌すれば、この唯一の例外は容易に説明がつく。かように族人の配列順序が官品によつて規制されている以上、各人の肩書きの官銜が周到に

記録されるのも当然である。又ここで思い合わされるのは、各人の人物才能を叙した文字が四字句の型にはまつている点である。特に陰守忠の功業をのべた文(61~6)の如きは、任官辞令である告身中に記される文辭を髣髴させるものであり、他の諸人についても、叙述の背景にかかる公文書記載を想定することは決して不自然ではないであろう。もとよりそこに直接的引用以外にパラフレーズや改変も考えられる。かように見るなら、陰氏の記載は単に官銜を詳記するにとどまらず、官銜肩書きと任官等にかかわる官文書の抜萃引用に終始しており、徹頭徹尾官府の秩序により公的文字でうづめられているといつて過言でない。従つてここでは氏族の系譜・宗族結合といった諸要素すら影がうすくなつており、氏族の主体性も没却されかねない程である。

陰氏とことなつて張氏・索氏については系譜的記述が一応主体をなしているようにみえる。しかし注意してみると、張氏については当代現存の者が官銜を伴なつて登載されている点が確認出来る。従つて官品をもつ現存者を登録するといふ陰氏と共通の原則がここにも適用されていると解すことが可能となる。かくて当人の家系の由来を遠く遡つてのべる(張・索氏)かのべない(陰氏)かの相異はむしろ副次的なものであり、本文献を成立たしめる規定要因は現存帶品者の登載の方に存したと考えざるを得ないのである。索氏の残存部分には三世紀頃以前の先祖の記事しかないけれども、失なわれた後方に当代の子孫の記事が含まれ且つその方が主体であつた可能性は否定し得ないであろう。

かくして本文献が氏族を主体とする私的な族譜の類とかけはなれている事情ははつきりした。ここには先祖や族人を出来る限り周到に登載しようとする志向が存在せぬばかりか、氏族のいわばステイタス・シンボルともなる通婚関係も全く捨象されている。五世代同居が誇らしげにのべられながら五世代の名前すら多く省略されてしまつてゐるの

唐朝氏族志の一考察

である。それ故本文献は敦煌の複数の名族を録せるものではあるが、名族自体の側の主体的志向によつて族譜としてこれが出来たとは考えられない。そこには外的な規制力が叙述のはしほしに迄貫徹している。かくて次には、本文献を成立せしめた外的要因は具体的に何か、そこにはどのような歴史的背景が存したかという問題が浮かんでくるのである。

(註)

- 1 Paul Pelliot, 共編「敦煌遺書寫本第一集」(上海、東亜政文會、一九二六年十二月)所収。なお解題のみ「羽田博士史學論文集」上巻歴史篇(京都、東洋史研究会、一九五七年十一月、五八二頁)に収録されている。

2 巻頭巻尾は共に、自然に断爛したのではなく乱暴に引破られている。第10・11行紙背上部に「後要」(後部必要の意か)の二大字が記されているので、陰氏の部分が必要な為巻子中からこの数紙だけ意識的に破り取ったものとみられる。なお紙背は右の二字を除けば白紙のまままで利用されてはいない。

3 超子(40)の意味が明瞭でない。一応世代をこえた子の意味にとつたが、なお疑問であり、思謙・思言は仁協の子で嗣の字をもつ輩行と同列と見るべきかも知れぬ。もしそうなら超は長の誤写となる。

4 趙王放は、漢初の功臣で趙王に封ぜられた張耳の子、高祖五年(B.C. 202)王を嗣いで同九年に宣平侯に格下げされ、高后六年(B.C. 182)に薨じた(史記^九漢書^三張耳附伝及び史

記・漢書功臣表、異姓諸侯王表等参照)。司隸校尉張襄については疑問がある。司隸校尉は首都近傍(西漢では三輔・三河・弘農七郡)の監察に任じた要官であるが、張襄なる者は所見がない。霍光の妻が宣帝の皇后許氏を毒殺した事件(B.C. 71)は、漢書^八霍光伝及び^{七上}外戚許皇后伝につまびらかであるが、そこにも張襄なる者の奏上には触れる所がない。従つて現存史料によれば張襄なる司隸校尉は後世の捏造とみるほかはない。そこで若干気になるのは、霍光の死後霍氏一族が謀反を企てたとして誅滅される際に、長安の張章という平民が霍氏の謀反を密告し後功によつて博成侯に封ぜられた(漢書霍光伝及び史記^二建元以来侯者年表の緒少孫補表など)点である。章と襄は字音・字形に幾分類似があるので、章の名と事蹟にヒントを得て張襄がつくられたのではあるまいかと想像される。

5 敦煌張氏については近く別稿で詳説する。
6 旧唐書^{七九}郭元振伝に彼の涼州都督在任中の事蹟を左の如く
のべる。
大足元年、遷涼州都督。隴右諸軍州大使。先是涼州封界南北不

過四百余里。既逼突厥・吐蕃二寇、頻歲奄至城下、百姓苦之。元振始於南境缺口置和戎城。北界磧中置白亭軍、控其要路。乃拓州境一千五百(里)。自是寇虜不復更至城下。元振又令甘州刺史李漢通、開置屯田、尽其水陸之利。旧涼州粟麦斛至数千(文)。及漢通收率之後、數年豐稔、乃至一匹絹繹數十斛。積軍糧、支數十年。元振風神偉壯而善於撫御。在涼州五年、夷夏畏慕、令行禁止、牛羊被野、路不拾遺。神龍中遷左驍衛將軍兼檢校安西大都督護。

はと、同内容の記事は新唐書^{卷二}郭震^(元振)伝、冊府元龜^{卷九}將帥部^(三九守辺・拓土)・邦計部^(〇三屯田)などにも見える。

7 郭元振の経歴伝記については、張説^(667~740)の撰した兵部尚書代国公贈少保郭公行状^(張燕公集卷二・文苑英華卷九所収)及び旧唐書^{卷九}・新唐書^{卷二}本伝参照。

8 プリテイッシュ・ミュージアム所蔵アウレル・スタイン探検隊敦煌将来漢文文献^(S七)。原文には則天文字^(璽・章・囧・〇・囧)が使用されている。本跋はライオネル・ジャイルズ氏により英訳された。

Lionel GILES; Descriptive Catalogue of the Chinese manuscripts from Tunhuang in the British Museum (London, 1957, P. 24, No. 1076)

9 国立北京図書館所蔵敦煌写経(律字二号)。原文は景龍二年九月廿日、昭武校尉前行「蘭州金城鎮副陰嗣瑗、受

持」號誦。本文は陳垣「敦煌劫余錄」(北京、一九三一、二六一葉背)載録。

10 陰処士公修功德記は、ベリオ探検隊将来敦煌文獻(P四六三八)に含まれる。蔣斧輯「沙州文録」及び王仁俊輯「敦煌石室真蹟錄」に移録され、又西野貞治氏は「敦煌碑記詁註」(人文研究一一一一、一九六〇)において詳しく検討翻訳された。なおP四六四〇には「陰処士碑」として個有名詞などに省略のある同文の抄出が含まれている。こちらにも同じ官銜が記されるが本名に当る箇所は諱とあるだけである。

11 唐隆元年六月廿一日大赦詔は、旧唐書^{卷七}睿宗本紀によると(景龍四年夏六月)辛丑、帝挾少帝(溫王重茂)、御安福門樓、慰諭百姓、大赦天下。見繫囚徒、常赦所不免者、咸赦除之。内外文武官三品已上、賜爵一級。四品已下、加一階。親皇三等已上、加阿階、四等已下及諸親、賜勳三轉。天下百姓、免今年田租之半。云々と要約されている。同詔は、平内難赦として唐大詔令集^{卷三}に収められ、又冊府元龜^{卷八}皇帝王部赦宥にも全文載せられており、肝心の加階については諸史料一致している。参考までに該箇所を引用しておく。

自唐隆元年六月二十一日昧爽已前、大辟罪以下常赦所不免(詔令集)者、咸赦除之。其逆賊頭首、咸已斬決。自余支党、一無所問。内外官三品以上、賜爵一等(詔令集)等作級。四品已下、加一階。

唐朝氏族志の一考察

12 六月廿四日の即位大赦は、旧唐書睿宗本紀に、

是日、即皇帝位。御承天門樓、大赦天下。常赦所不免、並原之。内外官四品已上、加一階。云々

と伝えられ、冊府元龜^四帝王部赦宥にも、睿宗以唐隆元年

六月甲辰、即位。大赦天下。自唐隆元年六月二十四日辰時已

前、大辟罪已下、咸赦除之。内外官三品已上、各加爵一等。

四品已下、各加一階。云々

と記録される。前者の四品已上は四品已下の誤刻である。

13 改元載初赦詔は唐大詔令集^四文苑英華^六に収められてい

る。関連部分を抄出する。

天下百歲已上老人、版授下州刺史。米粟五石・帛十段。九十

已上、版授上州司馬。米粟四石・帛七段。八十以上、版授泉

令。

14 太極元年改元赦は、冊府元龜^五帝王部養老の項に

睿宗太極元年正月、籍田、大赦。賜老人九十以上、板授下

州刺史、緋衫牙笏。八十以上板授上州司馬、緣衫木笏。

の如く伝えられる。なお籍田は戊子十八日、改元は翌己丑十九

日に行なわれた(旧唐書^七睿宗本紀、資治通鑑^{一〇}等参照)。こ

の板授内容は通典^三職官卿官大唐の項や新唐書^五睿宗本紀にも

同様にみえる。

15 景龍三年十一月十三日(丑)(西曆709年十二月十八日)冬至に

当り南郊に祀を行ない大赦を發布し高年者に版授したことは、

旧唐書^七睿宗本紀に、

十一月乙丑、親祀南郊。皇后登壇巫獻。左僕射舒國公韋巨源

為終獻。大赦天下。見繫囚徒及十惡、咸赦除之。雜犯流人並放

還。京文武三品已上、賜爵一等。四品已上^(上下)、加一階。京官

及庶民岳牧、入三品・五品、減考。高年版授。大酺三日。

と伝えられる。

16 都で赦書が發布されてから西陲の敦煌に達する日数は八日位

であつた。急を要する赦の伝達には、並通の駅馬の速度(一日

六駅程一八〇里)よりはるかに速い至急便が用いられた。青山

定雄氏は開元十三年⁽⁷²⁵⁾東封赦書に「日行五百里」と明記され

ていることを指摘されている(同氏著「唐宋時代の交通と地誌

地図の研究」吉川弘文館刊、五四頁)。はゞ同時代の開元十

一年南郊赦(曲江張先生文集^六・文苑英華^{二四}・唐大詔令集^七所収)や開元廿三年籍田赦(曲江張先生

文集^{二四}・唐大詔令集^七所収)などにも同じ「日行五百里」の指定

があるから、これは当代の定制であつたと解される。敦煌と都

の長安間の距離は三七五九里(通典^{七四})であるから、それで

計算すると八日ばかりを要することとなる。従つて十一月十三

日冬至の赦は同月二〇日頃には沙州まで達し、数日中に該当者

に伝達された筈である。但し版授の辭令などは相当おくれて到

着したであらう。

17 西州は唐朝が高昌国を滅ぼしたあとに設置された州で、貞觀

十四年⁽⁶⁴⁰⁾におかれた。岸頭府の正確な設置年代は不明である

が七世紀半ば頃とみて差支えない。中唐以降この地は吐蕃、回紇勢力の進出により唐の手を離れ、岸頭府も消滅する。西州の地は唐から切離されて以後もかなり後貞元七年(791)までは中国人勢力が保たれた(田坂興道「中唐における西北辺疆の情勢について」東方学報 東京二二・一、一八二頁)。従って岸頭府存在の下限も(791)頃まで降るが、敦煌で作製されたと考えられる本文献に記載されていることから、広徳・大暦年代(760~770頃)を一応下限とみなし得る。

18 筆者はかつて本残巻に言及した際(東洋学報四二・三、一九五九年、九二頁註11)内容の成立年代をA・Bにより八世紀前半、おおむね開元年間と推定したが、それは未だ不備であつて、本稿のC・D項を併せ考え本文の如く改める。

第二章 敦煌名族志成立の背景——大唐姓族系録編纂事業——

前章でくわしく検討した結果、敦煌地方の名族に関し現有官品を基準とする氏族志的記述が、景龍四年(710)頃の時点において作製されていたことが明らかとなつた。現有官品を基準とする秩序とは、いうまでもなく王朝の支配体制の形式に外ならない。かくて敦煌名族志は単なる地方的な姓譜としての性格を超えて、王朝の統一的意思がここに反映している訳である。当代における王朝の諸施策のうちで、これと関連の予想されるものに大唐姓族系録なる氏族志の編纂事業があげられる。以下本事業の梗概をたどり、敦煌名族志との関係如何の吟味に進みたいと思う。

北大文学部紀要

19 唐代の高官に対する任命の制勅は文苑英華や唐大詔令集などに多数採録されて伝わっている。更に原本の文書型式まで伝えている告身資料も若干見ることが出来る(大庭脩氏の研究「唐告身の古文書学的研究」西域文化研究第三、敦煌・吐魯番社会経済資料下巻所収、参照)。守忠の功績をのべた文は専ら河西における兵備をたたえているから、彼の豆盧軍副使としての貢獻を叙し忠武將軍云々の階官に改援する任命許令中の詞とみるのが妥当であろう。ことによるとこれは郭元振の判詞そのものに含まれていた守忠の功に対する讃辭かも知れぬ。しかし録奏されるに至った主因は、孝誠懇切にあるから、孝誠に直接何の言及もない本文をただちに元振に結び付けるには難がある。

唐朝氏族志の一考察

1 大唐氏族系録編纂の経緯

神龍三年(707)五月、左散騎常侍の柳沖が左の如き上奏を行ない、氏族志の編纂を皇帝に勧めた^①

臣の聞く所では、天地の分れた初めの時萬物の形がさだまり、人類の歴史が始まつた時から種族の区別がつまびらかであつたと申します。姓氏のおこりについては世本がそのいわれを記し、昭穆の秩序については周譜がその流風を伝えております。漢・晉の時代になると、応劭(風俗通義)や摯虞(氏族昭穆記)が氏族の由来を説明し、南朝齊・梁の時期には王儉(百家集譜)や賈淵(氏族要狀)賈執(姓氏英賢譜)が名族の源流を説いております。これらの著述は、士(貴族)と庶(平民)を区分して人々を勸懲し、後代にまで氏族の由来を明らかに伝えるもので、まことに古典と称し得ましょう。

ところが北魏の太和年間以来、氏族について論述する者ますます多きを加え、或いは八族の基準で人間を分類し、或いは又九等を以て門地を段階付けたりしております。更に今日に至るまで年月は久しきを経、名門の家柄といつても榮枯盛衰一様ではありません。春秋時代の胥氏・原氏・欒氏・卻氏のように家門にぎずのついた家柄もあれば、他方漢代の許氏・史氏・袁氏・楊氏の如く一時の繁榮を極めた家もあります。ですから旧時の褒貶をそのまま当代に通用させることがどうしてできましようか。家々の始めと終りを一貫して検討すれば、なお在來の評価を改める必要も生じましよう。伏しておもひまするに、今上皇帝陛下は大命をになわれて万民をしろしめしたまい、道徳は伏羲・黃帝より高く、風教は帝舜の時代にまさり、過去の遺産に手を加えて後代の模範たらしめようとつとめられる。今上の皇室の家門のたつこと天空に比すべく、臣下に賢才人物の輩出する点では周漢をこえる声誉がひびいております。まさにここで当代をもつて典範となし、古來の一切を包括して後世への準則を残すことをし

ないでよいものでしようか。臣願わくは大唐のさかえをのべ諸氏族の系譜を纂修して、国中の民に仰ぎみさしめ、百代の後まで伝えたいと存じます。これが出来ますなら、まことに偉大なまことに盛大な事業ではありますまいか。

時の皇帝中宗はこれを受入れ、宰相の尚書左僕射魏元忠以下数名の高級官僚に命じて柳沖と共に編纂に当らせた。⁽²⁾ところが、初め事業の總裁格であつた魏元忠がわずか三個月余の後事業半ばにして失脚死没したのをはじめ、編纂関係者も協力してこの仕事を続けることが出来ず、遂には中核の柳沖すら一時外官に転出するに至つた。⁽³⁾かくて編纂も一頓座をきたさざるを得なかつたであらう。けれども間もなく沖は左散騎常侍にかえり、宿志をとげて編纂を完成し、先天二年三月⁽⁷¹³⁾に至つて宰相の尚書左僕射竇懷貞以下数名の高級官僚と連名でこれを皇帝にたてまつつた。書名は大唐氏族系録、巻数は二百巻の巨帙である。関係者一同には加爵・賜物の恩典が加えられた。⁽⁴⁾ところがしばらくして、勅命により本書に更に若干の刊正が加えられた。⁽⁵⁾補訂に当つた者は柳沖のほか劉子玄と薛南金であり、翌開元二年⁽⁷¹⁴⁾七月功を畢え皇帝に奏上された。功により沖には絹百疋をたまわつた。

この最後の補訂は小規模で部分的なものと認められる。その理由は、中心者が柳沖で變つておらず、協力者が僅か二人でしかも高級官僚ではなく学者であること、要した期間も短かく一年足らずなこと、全体の巻数も二百巻のまま変化のないことなどである。完成直後に補正を必要とした原因としては、奏上後三月余りして太平公主が除かれるクーデターがあり編纂官にも多く連累者を含んでいたことが挙げられる。⁽⁷⁾かかる政治的變動の故に、誅滅された編纂関係者の私曲がもしあればこれを一掃し、新体制に即応する必要があるに違いない。

かくして部分的補訂が施こされ、最終的整備をおえて出来上つた大唐氏族系録は、宮中の書庫におさめられ、一般

唐朝氏族志の一考察

の眼に触れる機会は少なかつたようである。完成後数年を経てからのことであるが、宮廷の図書目録編纂に従事していた学者の章述が、公務の余暇に本書を自ら抄写し、日が暮れると出来た分を家に持返るといふことをくりかえしつつまる一年かかつて全巻をうつしたと伝えられる。章述はもともと系譜に関心をもっていたが、本書をうつすことでその知識は更に博洽詳悉を極め、当代の貴族達は婚姻の家柄相談に皆述を訪ねた程であつた。なお彼は氏族系録をもとにして開元譜二十巻を編成したが、その目的は、浩翰でしかも秘閣につまれていた本書を要約し世人の需要に応ずる所にあつたであらう。

2 大唐氏族系録の編纂者

前述の経緯でつくられた本書の編纂関係者として記録に名を伝えられているのは、以下の計十四名である。

○神龍二年(707)編纂開始時

左散騎常侍

柳冲

尚書左僕射

魏元忠

工部尚書修史官

張錫

礼(吏)部侍郎

蕭至忠

吏部侍郎

岑羲

兵部侍郎

崔湜

刑部侍郎

徐堅

工部侍郎

劉憲

○先天二年(713)完成奏上時

左散騎常侍

柳冲

尚書左僕射

竇懷貞

侍中

魏知古

中書令

蕭至忠

檢校中書令

崔湜

中書侍郎

陸象先

太子詹事

徐堅

太子左庶子

劉子玄(知幾)

○開元二年(714)最終的補訂時

昭文館學士

柳冲

太子左庶子

劉知幾

著作郎

薛南金

左補闕

吳兢

吳兢

右のほかにも下積みとして事業に参加した官僚は少くなかつた筈であるが、主要な参画者はこれで網羅されている。これらの肩書と名前を一見すれば明らかな如く、大唐氏族系録の編纂は、中央官府における図書編纂機構の組織を動員して行なわれた国家的事業であつた。編纂官には数名の宰相と専門の学者が加えられている。これに先立つ太宗朝の氏族志編纂⁽¹¹⁾、高宗朝の姓氏錄改修事業にも、これは劣らぬ人容と規模をもつて遂行された。まことに大唐帝国昇平の時世をかざるにふさわしい修譜事業であつたといえよう。

本書編纂の実質的中核となつたのは、事業の発議者であり終始これに加わつてゐた柳沖である。沖は姓氏の学に明るく路敬淳につぐ名声を得てゐた⁽¹²⁾。系譜に精通してゐた彼が、一世一代の事業として自ら提議し晩年の心血を注いで推進したのが本書の編纂であり、後の書目にはこれが柳沖個人の著作として著録されてゐる程である⁽¹³⁾。しかし柳沖の中心的役割を認めると同時に、列挙されている協力者の果たした役割をも無視してはならないであろう。沖について本書の成立に貢献したのは劉知幾であつたと考えられる。知幾はすでに劉氏家史十五卷及び譜考三卷を著わし、劉氏の出自系統に關し当代の通説を打破り史籍に証徴を求めて新しい記述をうちたてたばかりでなく、修譜について一家の見識を天下に示してゐたのである。更に彼は国史の編纂に際し、百官志の次に氏族志を入れるべきだと考えてゐた⁽¹⁴⁾。かように彼は修史における氏族の取扱ひの重要性を強く認識してゐたのである。その著史通によつて中国史学史上不滅の光芒を放つてゐるこの学者が、氏族系録の編纂にたずさつたことは、彼の修譜に対する深い関心からみても、本書の内容に大きく貢献したに違ひない。

編纂官は孰れも家柄の出で学識に富む者が多い。しかし最高級の門閥に属する者はおらず、又進士出身者が多数を

唐朝氏族志の一考察

占め、経歴からいえば武后政権の時期に才識によつて登用された者が殆んどである。⁽¹⁷⁾ この点は本書の性格を考える上で一応留意されてよい。

3 大唐姓族系録の編纂体例

姓族系録は貞觀氏族志に依拠して撰集された。⁽¹⁸⁾ 従つてその体例においても、基本的に貞觀氏族志に準拠したことはいうまでもない。しかしここではまず、姓族系録の体例として伝えられる僅かな記事の考察からはじめよう。

姓族系録にとりあげられるのは、高名盛徳、素業門風、国籍相伝、士林標準、それから次に勲庸克懋、榮絶当朝、中外相輝、誉兼時望といった範疇に属する者であり、夫々を等級付けて載録することになっている。⁽¹⁹⁾ かように抽象的な言葉で基準が規定されているのは、当代の氏族の通念に合致するからでもあろうが、後にのべる如き先行の姓氏録への反動という側面も考えられる。右の四字句夫々の意味する所は、名高く盛徳をもつ、家業家風をうけついでいる、国朝(唐)の典籍に代々載り、士人(治者階級)たちの模範である、それから、功勞をつみかさねる、当代きつての榮譽をになう、その功が内外にかがやく、今の輿論にたたえられる、ことである。ここで注意されるのは、前半の四句と後半の四句が対照的な内容をもつ点である。前半では第二・第三句に明示される如く、家風をうけつぐ、代々書物にのるといふ累代の業績が対象とされるに對し、後半では第二・第四句に明示されるように、当朝に榮え、時論にたたえられるという当代の行蹟が専ら言及されている。従つて前者は門閥的性格に、後者は個人的聲譽に基準を求めていると解される。次の問題は、前後者夫々の四句の相互關係をどうみるべきかである。これらの四句は、意味的に殆ど同類乃至相重複するから相互に独立的な別個の基準を示しているとみることは不可能である。それ故、四句が一貫して一個の範疇を規定しているものと考えられる。具体的にいえば、唐朝に代々仕えてきた家柄の者を前者の

基準で、そして本人一代で榮進した者を後者の基準でおさえようとする訳である。

これらを等級付ける細則については不明であるが、貞觀氏族志に依拠したから全体を九等に分けたであろうことは推定に難くない。八世紀中華の歴史家柳芳は、「柳沖の氏族系録では、四海望族を右姓にしている。」⁽²¹⁾と述べている。ここでいう右姓は最高の氏族のランクを意味する。これによれば、天下にひろがった名族を第一等にすえたことがわかる。

氏族系録の体例として特記されていることに、外民族の酋長で代々仕えてきた者は別品を設けて収載するという一条がある。⁽²²⁾この条項は、文章の上からは左の二様に解釈出来る。

- (1) 従来外民族の酋長は氏族志の対象に含まれていなかったのを、特に別品という新範疇を設けてのせることにする。
- (2) 従来外民族の酋長でも唐朝に仕官した者はなんら区別せずに載録してきたが、ここで蕃・漢の差別を設けて蕃族は別品に入れることとする。

筆者はこの二者のうちで、(1)が氏族系録の体例として妥当すると考える。その理由は、(a)別品の対象とされる諸蕃の酋長に「曉襲冠帶者」(代々仕官してきた者)という限定が付されていること。若し従来区別されていなかったのに、特に蕃族を別品に分離する必要があるとすれば、漢化の程度の低い者が当然指定さるべきで、その逆の限定が付されているのは実際のにも又行文の上からも著しく不自然を免れない。(b)代々仕官してきた蕃族酋長は、唐初に氏族系編纂の時には未だ存在しないか、存在しても少数にとどまつたに比し、八世紀初には多数存在したこと。延載元年⁽⁶⁹⁴⁾に工を起し翌年完成をみ、東都洛陽皇城の正南端門外に屹立したかの天枢は、実に波斯国大酋長の阿羅憾が尽力し、諸蕃酋長が資を投じて出来たもので、それには百官と並んで四夷酋長の名が記念に刻みこまれた。⁽²³⁾また開元十年

(722)には、宿衛にあてられていた諸蕃の質子らを放つて本国に帰還せしめる恩詔が出されている。²⁴かかる様相は、特に別品を新たに立てて彼等を収載する方針にふさわしい背景といえるであろう。以上の解釈に大過なければ、氏族系録は以前の氏族志になかった別品を設け、外族の仕官せる者をも対象に取入れたこととなる。

氏族系録の体例として特記された所は右に尽きるのであつて、他は貞觀氏族志の体例によつて類推されるにとどまる。諸氏族志類の内容の詳細な検討は、なお第三章で行なうこととしたい。

4 敦煌名族志と大唐氏族系録の關係

前節までの論述により、大唐氏族系録編纂事業の梗概がたどられた。本節ではかかる背景と敦煌名族志との対応關係を更につつこんで吟味しなければならない。まず両者の時間的關係をみると、敦煌名族志の成立(710頃)は丁度氏族系録編纂(707¹³)の途中に當つてゐる。名族志成立年代の上下限にいかにも余裕をみても、この關係は動かない。而して前述の如く、名族志の内容そのものが中央からの一定の要請なしには撰述され得ぬものであり、しかも氏族系録編纂に伴う諸氏族への指令こそかかる要請として最もふさわしいことは容易に理解されるであろう。更に名族志の内容において、系譜そのものより当代の登載有資格者の方に重点がおかれ、唐朝の官品が重視され特に五品以上の者が敘述の主対象とされるといつた、氏族系録の体例内容として考えられる所(第三章参照)と符合する点が少なからず指摘されるのである。それ故、敦煌名族志の成立に対し、氏族系録編纂事業が直接的契機をなしていることは殆んど疑いの余地がない。

しかし敦煌名族志は氏族系録そのものでは勿論ない。氏族系録は姓氏を主体に且つ等級付けてこれを排列敘述するのであつて、單なる地方別の氏族記載の集積ではなかつた筈である。従つて名族志に張・陰・索と敦煌出身の氏族が

並べられただけで、他の陰・索氏との関係が全く捨象されているのは、姓族系録の姿としては受取りがたい。それでは張氏・陰氏の如き個々の氏族の記事はそのまま姓族系録に含まれたものであろうか？それも答は否である。何となれば、敦煌名族志中の各氏の記載は敘述の体例・順序・繁簡などが頗る不統一で整わず、更に各氏の等級付けを示す記事を全く欠いているからである。それ故敦煌名族志中の諸記事は、姓族系録に対して未加工段階の素材以上のものではあり得ない。そこで両者の関係を具体的に理解するとどういうことになるか。

貞觀氏族志編纂に際しては全国的に系図採訪が行なわれた。⁽²⁸⁾それから百年近くもたつた八世紀初めにおいて姓族系録を編纂する為には、最近一世紀間の氏族資料をあらたに蒐集せねばならず、全国各地方に資料の提出が求められたに違いない。その場合、各氏族に本族の系図、官歴資料を提出せしめることも行なわれたであろうが、官府を通じての資料採集経路は主として三百をこえる府州に依存したと考えられる。一般的に詔勅を始め中央官署の命令伝達は都督府を経て各州に達し、必要あれば更に県・郷（里正）へと及ぼされるのであるが、特に氏族資料の場合は、州が主要な役割を担当した筈である。というのは貞觀氏族志が各州に頒布されており、事故なく保管されていれば当時も現存した筈であつて、資料採集に必要な予備知識を多くそれによつて持ち得たからである。他方氏族のあり方からいっても、名族が郡望と呼ばれる如く郡（唐代の州）の範圍がその一定の活動領域となるのが一般的であつた。従つて敦煌についていえば、沙州が当然その任に当つた訳である。⁽²⁹⁾沙州では氏族資料提出の指令を受けて、これを敦煌のめばしい諸氏に伝達して系図類を提供せしめ、更にそれに整理を加えて都の編纂局に差出す手順をとつたであろう。残巻をみると「俗号北府張。…子孫莫覩。…張端、自云、是其後也。」といった記事があり、北府張の系統には目ぼしい子孫がいまいとか、張端が自分ではその後裔と名告つている、という如き第三者的表現が見出される。それ故、この

唐朝氏族志の一考察

内容は各氏が自ら執筆して提出した記事のままではなく、州の担当者による一定の整理を経ているものとみなすのが至当である。残巻は前述のように相当あやまりを含む転写本であるが、そのもととなった文献が、沙州から編纂局への提出資料原稿そのものであつたか否かは明らかでない。他で触れる如く張・陰・索氏という配列は一定の意味を有していると解されるから、氏族系録編纂の爲沙州官衙に蒐められた諸資料を適当に取捨按配して「敦煌名族志」とも呼べるべき文献を沙州名族の何人かが撰述せんと試みたものかも知れぬ。この点については現在の所外部資料を全く欠くので断定困難である。

ところでかようにして沙州から提出された資料は、氏族系録にどのように取入れられたであろうか。全く想像に属することとなるが、まず言える所は大きく斧削を加えられ短文に要約した上然るべき等級にあてはめられたであろうということである。如何に二百巻の大著とはいへ、全国から集まる老大な系譜を一々載せてははてしがなく、例えば陰氏を載録するとしても、各人についての四字句の敘述の如きはかなり省かれ官階も要点を略記されることとなつたであろう。他方では又陰氏の源流・系統を他資料によつて構成し、敦煌陰氏をその中に位置付ける作業も行なわれねばならない。従つて本残巻はあくまで氏族系録に対する一塊の原料であるにすぎず、ここに系録の姿を見ることが出来ないが、しかも原物の存しない現代においてその実体を考えるに有力な手がかりであることも、以上の論述から明瞭となつたであろう。

(註)

1 冊府元龜卷五六〇国史部譜牒

柳沖為左散騎常侍。中宗神龍三年五月、冲上表曰。「臣聞、乾元資始而庶物形焉、人倫既肇而族類詳焉。姓氏之初、代本著

其義。昭穆之序、周譜列其風。漢・晉之年、應・舉明宗系之說。齊・梁之際、王・賈述衣冠之源。使夫士庶区分、懲勸攸寄。昭之後代、寔為盛典。自魏太和已降、作者弥繁。或以八族品人倫、或以九等量地貴。爰洎今日、年紀以淹、冠冕之家、興衰不一。齊・原・藥

邵、有降夷品。許・史・袁・楊、一時各盛。豈可以曩時之褒貶、為當今之軌模。原始要終、有所未允。伏惟應天皇帝陛下、誕膺靈命、大庇蒼生。道冠羲軒、風靡韶夏。損益前載、垂範後昆。帝緒皇源、与天冲而比大。良才人物、掩姬漢而飛聲。理當自我作古、牢籠古昔。豈可闕於著紀、無示將來。臣願得叙大唐之隆、修氏族之譜。使九鼎仰止、百代承風。豈不大哉、豈不盛哉。」
唐会要^{六三} 氏族にはやや簡略にして同じことを載せるが、神竜元年五月十八日にかけている。日付けは根拠があるであろうが、年次は神竜三年の誤写と考えられる。上表中に「應天皇帝陛下」とあるが、この称号は神竜元年十一月二日(戊寅)群臣がたてまつったもの(旧唐書^{六三} 中宗本紀・資治通鑑^{〇八})故、上表は元年五月ではあり得ない。なお上表を受入れて中宗が任命した編纂者の官職からみても、神竜三年が正しいことを嚴耕望氏が指摘している(唐僕尚丞郎表、一〇一四頁)

2 冊府元龜^{卷五} 同前条

帝從之。遂命尚書左僕射魏元忠及修史官工部尚書張錫・礼(史)部侍郎蕭志(至)忠・岑羲・兵部侍郎崔湜・刑部侍郎徐堅・工部侍郎劉憲・左補闕吳兢等、与柳冲、依魏氏族志、重加修撰。

唐会要^{卷三}・旧唐書^{卷九} 柳冲伝略同。

3 旧唐書^{卷九} 魏元忠伝にその経緯がくわしくのべられる。元忠が左僕射をやめた月日は神竜三年八月廿一日丙戌と伝える資料

北大文学部紀要

が多い(旧唐書^七 中宗本紀・新唐書^六 宰相表上など)。ただ中宗実録は同年九月にかけている(通鑑^{〇八} 胡注所収考異引)。左僕射致仕後間もなく更に彈劾され思州務川県(貴州省)尉に貶され、途上に涪陵で死んだ。通鑑は彼の死を景竜元年(神竜三年)九月にかけている。

4 旧唐書^{卷九} 柳冲伝

中宗命冲与左僕射魏元忠及史官張錫・徐堅・劉憲等八人、依魏氏族志、重加修撰。元忠等、施功未半、相繼而卒。乃遷為外職。

魏元忠の他、張錫は景雲元年(710)七月十三日壬戌に絳州刺史に貶され(新唐書^{卷六} 宰相表上)、劉憲も景雲二年歿した(旧唐書^{卷九} 劉憲伝に「景雲初、三遷太子詹事。……明年憲卒。〇〇」)。なお柳冲が遷った外職が何であったかは明記されていないけれども、冲が中宗時代に相州刺史となったことが伝えられている(太平広記^{卷八} 所引国史補・劉賓客嘉話録)から、この時相州刺史に転出した可能性がある。

5 冊府元龜^{卷五} 国史部恩獎、^{卷五} 譜謀

寶懷貞、(玄宗先天中)、為左僕射。与侍中魏知古・中書令蕭志忠・崔湜・中書侍郎陸象先・左散騎常侍柳冲・太子詹事徐堅・左庶子劉子玄(等)、先天二年三月、奏上所修姓氏族系錄二百卷。懷貞已下、加爵賜物各有差。

旧唐書柳冲伝略同。唐会要^{卷三} 氏族も同年月を明示して

唐朝氏族志の一考察

至先天二年三月、柳冲奏所備氏族・錄成、上之。凡二百卷。

とする。なお旧唐書蕭至忠伝（註17引）参照。

6 旧唐書^{卷八}玄宗本紀上

（開元二年七月）丙午、昭文館學士柳冲・太子左庶子劉子玄、

刊定氏族系錄二百卷、上之。

旧唐書柳冲伝

開元二年、又勅冲及著作郎薛南金、刊定系錄。奏上、賜絹百

疋。

7 寶懷貞・蕭至忠・岑羲・崔湜らは孰れも太平公主と結んだ一

党の代表者であり、先天二年（713）七月皇帝（玄宗）派によつて

誅滅された。陸象先も公主派であつたが、皇帝廃立の謀議に反

対した為免かれて劍南按察使出された。従つて氏族系錄奏上

者として名を列ねた宰相五名のうち魏知古のみが公主の党にく

みしなかつたにとどまり、他はすべて連累となつたのである。

この間の経緯は旧唐書の各人本伝や資治通鑑^{卷二}開元元年六・

七月条などにつまびらかである。

8 旧唐書^{卷二}章述伝

述好譜學。秘閣中見常侍柳冲先撰氏族系錄二百卷。述於分課

之外、手自抄録、暮則懷帰。如是周歲、写録皆畢。百氏源流、

転益詳悉。

9 封氏聞見記^{卷一}討論

時工部侍郎章述、諳練士族、舉朝共推。每商榷姻親、咸就諮訪。

10 旧唐書^{卷二}章述伝

乃於柳録之中、別撰成開元譜二十卷。

11 貞觀氏族志編纂にたずさわつた者でその名の伝わっているのは、吏部尚書高士廉以下、御史大夫・黃門侍郎韋挺、礼部侍郎

令狐德棻、中書侍郎岑文本らである。（第三章註1参照。）

12 姓氏録編纂にたずさわつた者でその名の伝わっているのは、

中書令許敬宗、吏部尚書李義府、礼部侍郎^{（一作）}孔志約、著作

郎楊仁卿、太子洗馬史玄道、太常丞呂才らである。（唐会要

卷三氏族・旧唐書^{卷八}李義府伝・冊府元龜^{卷三}宰相部徇私・通鑑

卷二・新唐書^{卷九}高俊伝等参照）。

13 旧唐書^{卷一}八柳冲伝

冲博学、尤明世族。名垂路敬淳。

蘇頌の「授柳冲兼溫王師制」（文苑英華^{卷四}五）に「柳冲……窮

百氏之源、若披明鏡。」

なお路敬淳（697）の事蹟は旧唐書^{卷一}八本伝に「敬淳尤明譜学。

尽能究其根源枝派。近代已来無及之者。撰著姓略記十卷、行於

時。又撰衣冠本系、未成而死。」

冊府元龜^{卷五}六〇国史部譜牒に

路敬淳為太子司議郎兼知弘文館直學士。自魏晉已来官品姓

氏、敬淳無不究其始末。撰著姓略二卷。伝於代。又撰衣冠系錄

氏、敬淳無不究其始末。撰著姓略二卷。伝於代。又撰衣冠系錄

六十卷。

と伝えられ七世紀後半の最高の系譜学者であつた。

14 旧唐書^{卷四}經籍志乙部雜譜謀に

大唐氏族系錄二百卷柳中撰^{（帝）}

又新唐書^{卷五}藝文志乙部譜謀にも

柳冲大唐氏族系錄二百卷

の如く録されている。貞觀氏族志や姓氏録を復數者の撰と明記している新唐書藝文志が、本書を柳冲個人の著とみなしているには理由がある。副次的には奏上直後誅滅された關係者の名をあらわさないといった点も考慮されるかも知れぬが、^{（姓氏録におけるの基がはなから絶）}主たる理由は系譜学者であつた柳冲を實質的に代表的撰者と認めたからと考えられる。

15 旧唐書^{卷二}劉子玄伝

別撰劉氏家史十五卷・譜考三卷。推漢氏為陸終苗裔、非堯之後。彭城叢亭里諱劉、出自宣帝子楚孝王譙曾孫、司徒居巢侯劉^{（殷）}之後、不承楚元王交。皆按拋明白、正前代所誤。雖為流俗所議、學者服其該博。

唐會要^{卷三}氏族・冊府元龜^{卷五}國史部譜謀・新唐書^{卷三}劉子玄伝等略同。なお傳振倫編「劉知幾年譜」（一六〇九頁）参照。

16 史通^{卷三}書志

凡為國史者、宜各撰氏族志、列於百官之下。蓋自都邑以降、

北大文学部紀要

氏族而往、實為志者所宜先、而諸史竟無其錄。

17 編纂關係者として名の伝わっている十四名の家系、出身、官歴を一瞥すると左の如くである。

柳冲（旧^{卷一八}新^{卷一八}一本伝）^{（以下特にことわらないもの）}

柳冲、蒲州虞鄉人也。隋饒州刺史莊曾孫也。其先仕江左、世居襄陽。陳亡、還鄉里。父楚賢、大業末為河北果長。……貞觀中、累貶光祿少卿。……卒於杭州刺史。冲……天授初（690）、為司府主簿。受詔往淮南安撫使。還賜爵河東果男。景龍中、累遷為左・騎常侍修國史。撰氏族系錄。……後歷太子詹事・太子賓客・宋王傅・昭文館學士。以老疾致仕。……（開元）五年（717）卒。

なお冲の官歴には他に神竜二年五月秘書少監（唐會要^{卷六}修國史）、相州刺史（前註）、溫王（重茂）師（文苑英華^{卷四}蘇頌撰授制）が知られ、勲は上柱國、爵は平陽郡開國公に至つた（同前授制）。彼の系譜は新唐書^{卷七}三上宰相世系表柳氏東眷にみられる。

魏元忠（旧^{卷九}新^{卷九}三本伝）^{（以下省略する）}

魏元忠、宋州宋城人也。……初為太學生。……饒鳳中、吐蕃頻犯塞。元忠赴洛陽、上封事、言命將用兵之工拙。……帝甚歎異之、授秘書省正字、令直中書省、伏内供奉。……文明年（684）遷殿中侍御史。……聖曆二年（699）、擢拜鳳閣侍郎鳳閣鸞台平章事檢校并州長史。……（聖相曆・中宗）（神龍）三年秋……卒、年

唐朝氏族志の一考察

七十余。系譜は新^二中^七宋城魏氏にあるが、先世については何の記載もない。初め太学生になったとの所伝が真なら、被の父祖は五品已上若しくは郡・県公の爵を有した筈である。

張錫（旧^五卷八・新^二卷三張文瑾附伝）

兗州武城人。大業末、徙家魏州之昌樂。……（父）文琮……永徽初……拜戸部侍郎。……出為建州刺史。……錫、則天時、

為鳳閣侍郎同鳳閣鸞台平章事。先是姉子李^二嬌^一、知政事。錫拜官而嬌罷相。……舅甥相代為相、時人榮之。……中宗時、累遷工部尚書兼修國史。……韋庶人臨朝、詔錫与刑部尚書裴談、並同中書門下三品。旬日、出為絳州刺史。累封平原郡公。以年老致仕而卒。

系譜は新^二中^七清河東武城張氏にある。

蕭至忠（旧^二卷九・新^二卷一本伝）

蕭至忠、（^一兗州長安人、^二陳亡後遷中）秘書少監德言曾孫也。少仕為畿尉。……神龍初、武三思擅權。至忠附之、自吏部員外、擢拜御史中丞。……尋轉黃門侍郎中書門下平章事。……先天二年、復為中書令。是歲、至忠与竇懷貞・魏知古・崔湜・陸象先・柳沖・徐堅・劉子玄等、撰成氏族系錄二百卷。有制加爵・賜物、各有差。未幾……与太平公主謀逆事洩。……伏誅。

系譜は新^二中^七蕭氏皇舅房にみえる。

岑義（旧^二卷七・新^二卷二岑文本附伝）

南陽棘陽人。族祖文本……（貞觀中、中書令）父長倩、少為

文本所鞠、同於己子。永淳中、累轉兵部侍郎同中書門下平章事。……義、長安中、為廣武令、有能名。則天嘗令宰相各舉堪為員外郎者。……遂拜天官員外郎。……睿宗即位、……復歷刑部・戸部二尚書門下三品監修國史、副定格令。仍修氏族錄。……先天元年、坐預太平公主謀逆伏誅。

義……第進士。累遷太常博士。……（新伝）

系譜は新^二中^七岑氏にある。

崔湜（旧^二卷七・新^二卷九崔仁師附伝）

定州安喜人。（祖仁師、貞觀二十二年、遷中書侍郎參知機務。父挹、國子祭酒、礼部侍郎。）湜、少以文辭知名、舉進士。累轉左補闕。……中宗遇湜甚厚。……中書侍郎同中書門下平章事。……至忠等既誅、……追湜賜死。……時年四十三。

系譜は新^二中^七博陵安平崔氏に見える。

湜……早有才名。弟液・滌及從兄澈、並有文翰、居清要。每私宴之際、自比東晉王導・謝安之家。謂人曰、「吾之一門及出身歷官、未嘗不為第一。云々」（旧伝唐書^二卷二^一自負）

竇懷貞（旧^二卷八三・新^二卷九竇德明附伝及本伝）

竇德明、太穆順聖皇后兄之孫也。……貞觀初、歷常・愛二州刺史。……弟德玄、高宗時為左相。德女子懷貞。懷貞少有名譽。時兄弟宗族、並以與馬為事。懷貞独折節自修、衣服儉素。

聖曆中、為清河令、治有能名。俄歷越州都督・揚州大都督府長史。所在皆以清幹著稱。……時韋庶人及安樂公主等、干預朝政。懷貞每諂順、委曲取容。……以附会太平公主、累拜侍中兼御史大夫。代韋安石為尚書左僕射監修國史。……先天二年、太平公主逆謀、事洩。懷貞懼罪、投水而死。

系譜は新^七寶氏三祖房にある。

魏知古（旧^八卷九・新^二卷一傳）

魏知古、深州陸澤人也。……早有才名、舉進士。累授著作郎兼修國史。……睿宗即位、以故吏召拜黃門侍郎兼修國史。……

尋令同中書門下平章事。……寶懷貞等、將謀逆也、知古独密奏其事。及懷貞誅、賜封二百戶・物五百段。……（開元）三年卒。時年六十九。

系譜は新^七鹿城魏氏にあるが、先世の記載はない。

陸象先（旧^八卷八・新^一卷一陸元方附伝）

陸元方、蘇州吳縣人。世為著姓。……元方舉明經、又應八科舉。……長壽二年、再遷鸞台侍郎同鳳閣鸞台平章等。……子象先。象先……少有器量。應制舉、拜揚州參軍。……景雲元年

冬、同中書門下平章事監修國史。……太平公主時既用事。同時宰相蕭至忠・岑羲及崔湜等、咸傾附之。唯象先孤立、未嘗造謁。先天二年、至忠等伏誅、象先独免其難。……（開元）二十

四年卒、年七十二。

系譜は新^七下陸氏太尉支にある。

北大文学部紀要

徐堅（旧^二卷一・新^九卷一傳・張九齡撰徐文公神道碑（曲江張先生文集^九卷一・文苑英華^九卷八）

徐堅、西台舍人齊聃子也。少好学、徧覽經史。……進士舉、累授太學。……神龍初、再遷給事中。……睿宗即位、堅自刑部侍郎加銀青光祿大夫。拜左散騎常侍。……堅妻即侍中岑羲之妹。……及義誅、堅竟免深累。……堅多識典故。前後修撰格・式・氏族及國史等、凡七入書府。時論美之。（開元）十七年卒、年七十余。

公諱堅。……其先東海郟人也。……隋氏平陳、徙族入雍、今為馮翊人也。……受詔与天竺僧菩提流志訳寶積經、及柳冲等同修姓氏系錄。三教宝真、万族有倫、亟見成矣。（碑）

劉憲（旧^九卷一・新^三卷一傳）

劉憲、宋州寧陵人。父思立、高宗時為侍御史。……憲弱冠舉進士。累除冬官員外郎。……神龍初、坐嘗為張易之所引、自吏部侍郎、出為渝州刺史。俄復入為太僕少卿兼修國史、加脩文館學士。……（景雲二年）憲卒。

吳兢（旧^二卷一・新^三卷一傳）

吳兢、汴州浚儀人也。勵志勤學、博通經史。宋州人魏元忠、亳州人朱敬則、深器重之。及居相輔、薦說有史料、堪居近侍、因令直史館、修國史。……神龍中、遷右補闕。……天寶八年、卒於家。時年八十余。

劉知幾（旧^二卷一・新^三卷一傳・傅振倫編劉知幾年譜）

劉知幾、字子全、自號五刑子。……其先東海郟人也。……隋氏平陳、徙族入雍、今為馮翊人也。……受詔与天竺僧菩提流志訳寶積經、及柳冲等同修姓氏系錄。三教宝真、万族有倫、亟見成矣。（碑）

劉憲（旧^九卷一・新^三卷一傳）

劉憲、宋州寧陵人。父思立、高宗時為侍御史。……憲弱冠舉進士。累除冬官員外郎。……神龍初、坐嘗為張易之所引、自吏部侍郎、出為渝州刺史。俄復入為太僕少卿兼修國史、加脩文館學士。……（景雲二年）憲卒。

吳兢（旧^二卷一・新^三卷一傳）

吳兢、汴州浚儀人也。勵志勤學、博通經史。宋州人魏元忠、亳州人朱敬則、深器重之。及居相輔、薦說有史料、堪居近侍、因令直史館、修國史。……神龍中、遷右補闕。……天寶八年、卒於家。時年八十余。

劉知幾（旧^二卷一・新^三卷一傳・傅振倫編劉知幾年譜）

唐朝氏族志の一考察

劉子玄、本名知幾。楚州刺史胤之族孫也。…弱冠舉進士、授獲嘉主簿。…長安中、累遷左史兼修國史。…景龍初、再轉太子中允、依旧修國史。…(開元九年)…卒、年六十一。…預修三教珠英・文館詞林。氏族系錄・論孝經非鄭玄注、老子無河上公注。修唐書・實錄。皆行於代。

薛南金

系譜は新^{三七}薛氏南祖にある。曾祖父の兄伯林が靜州刺史。祖操、父朮、孰れも無官。弟兼金は蒲州刺史。彼の伝は未詳であるが、景雲二年二月(711)には太子司議郎であつた(張君義告身 西城文化研究第三、図版三七)。

右の十四名のうち、柳沖・徐堅・劉憲・吳兢・劉知幾・薛南金の六名は學者であり、魏元忠・陸象先の八名は宰相で国史編纂などを監修し氏族系錄編纂にも参画した者である。当代の官撰修史の実況は劉知幾の批判の筆によつて我々に伝えられている(史通)。丁度氏族系錄編纂が始まつて一二年の頃(景龍二年(708))、未だこれに直接タッチはしていなかった劉知幾が監修国史の蕭至忠らに与えた手紙が幸に残つており、(史通^{卷二}忤時篇)當時の雰囲気的一端を伺うことが出来る。史館の弊を直言せる五不可——一、執筆関係者が多すぎてはかどらない。二、必要な公私の文書記録がそろわない。三、外からの干渉が多くて直書できない。四、監修者たちの意見が相異なるのでどれに従えばよいかわからない。五、監修者たちの具体的監督指導が

なつていない。——もその中に敍べられている。氏族系錄編纂関係者の名の出る所を一部引用しておこう。

比奉高命、令隸名脩史、而其職非一。如張尚書・崔・岑二吏部・鄭太常等、既迫以吏道、不可拘之史任。以僕書務多閑、勒令專知下筆。夫以惟寂惟寞、乃使記事記言。苟如其例、則柳常侍・劉祕監・徐礼部等、並門可張羅、府無堆案。何事置之度外、而使各無羈束乎。云々

右の張尚書は工部尚書張錫、崔・岑二吏部は吏部侍郎の崔湜と岑羲である(史通通釈^{卷二})。本文にもあるように彼等は本職の公務多忙であつたから、氏族系錄編纂に大きな力をさく余裕はなかつた筈である。柳常侍は柳沖、劉祕監は劉憲、徐礼部は徐堅(補遺一鄭氏は徐憲伯の方がよ)を指している(史通通釈は比定)。先にふれた如く當時柳沖は左散騎常侍であり、徐堅は張九齡の撰した神道碑などに礼部侍郎で戸部を判したことが見え、劉憲が祕書監(員外同正員)であつたことは、唐会要^{卷六}宏文館條(景龍二年四月)及び景龍四年(710)義淨等の訳出した一切有部苾芻尼毗奈耶の卷末訳場列位に見える。彼等は本職が閑職であつたから、劉知幾と同様に修史に精勵すべきであつた。

なお編纂関係者が最高級の門閥出身者でないという意味は、當代門閥の代表とされた隴西李氏・趙郡李氏・太原王氏・滎陽鄭氏・范陽盧氏・博陵崔氏・清河崔氏の本流に属する者がいないの

による。但し崔湜のみは博陵の系統を称するが、実は祖父仁師によつて興つた家であつて博陵崔氏の本系とは全く別である。

却つて岑義・崔湜の如く父祖に唐の宰相をもち、或いは寶懷貞の如く唐室の外戚であり、その他も唐朝の高官を父祖に有する者が多い。従つて唐朝に疏外された山東大姓の門閥とは反対の立場に立つ勢力と概言出来る。

18 旧唐書^{卷一八}柳冲伝

初貞觀中、太宗命學者、撰氏族志百卷、以甄別士庶。至是向百年、而諸姓至有興替。冲乃上表、請改修氏族。中宗命冲与左僕射魏元忠及史官張錫・徐堅・劉憲等八人、依魏氏族志、重加修撰。

19 冊府元龜^{卷五〇}国史部譜牒

帝從之。遂命……等、与柳冲、依魏氏族志、重加修撰。仍令取其高名成德・素業門風・国籍相伝・士林標準。次復勲庸克懋・榮絶当朝・中外相輝・誉兼時望者。各為等列。

20 国籍相伝の国籍という語は常用語でなく、正しく解釈されてない場合がある(例えば諸橋轅次著「大漢和辞典」(第三卷八二頁)では、現代法律用語の国籍と混同されている。)

魏書^{卷六}李彪伝の用例、世宗踐祚。彪自託於王肅、又与邢辯詩書往来、迭相称重。因論求復旧職、脩史官之事。肅等許為左右。彪乃表曰。……今求都下乞一静处、綜理国籍、以終前志。官給事力、以充所須。では、明らかに国(王朝)の歴代の典籍、

主に史籍を意味している。ここでも同じく唐朝の史籍の義に解して差支えない。或いは仕官者を意味する朝籍・官籍などの同義語とみても通ずる。

21 新唐書^{卷九}柳冲伝

後柳芳著論甚詳。今刪其要、著之左方。芳之言曰、……柳冲

氏族系録、凡四海望族、則為右姓。

唐会要^{卷六}三氏族の乾元元年条注によると、貞元年間に左司郎中

柳芳が氏族を論じて四姓を秩序付けたことが、唐曆にのつているという。唐曆四十卷は柳芳の著作。義寧元年(617)大曆十三年(778)に至る唐の編年史で、宋代まで広くよまれた書である。右

の会要の言が正しいなら、唐曆中にややまとまつた著者の論が挿さまれていることになる。柳芳の論で現在見られるものはこの氏族論と文苑英華^{卷七}に収められた食貨論の二者であるが、共に唐曆に含まれていたのであろう。

22 冊府元龜^{卷五〇}国史部譜牒

其諸蕃酋長、曉襲冠帶者、亦別為一品。目為唐氏族系録二百卷。

23 武后の治世に建立された天柢については、羽田亨「波斯国酋長阿羅憾丘銘」(東洋学報三一三、一九一三、又「羽田博士史学論文集」^{言語部}所収、三九三〜四頁)、羅香林「景教徒阿羅憾等為武則天皇后营造頌德天柢考」(清華学報新一三、一九五八、一三二〜四頁)参照。

唐朝氏族志の一考察

24 唐大詔令集^{卷三八}放諸蕃質子各還本國勅（冊府元龜^{卷九六}外臣部納質）是年（開元二年）閏五月戊寅詔としてみえる。

敕。我國家統一寰宇、歷年滋多。九夷同文、四隣來暨。夫其襲冠帶、奉正朔、颺顯然向風而慕化。列於天朝、編於屬國者、蓋亦衆矣。云々

本詔の冊府元龜の繫年には疑問がある。開元二年には閏五月はなく、又大詔令集の配列が各部内では年代順にされているのに、本詔は開元八年三月敕の後、開元廿六年二月敕の前におかれており、更に旧唐書本紀はこれを開元十年五月戊寅勅とする。従って一般に本勅は開元二年（714）のものともなされている。

(YANG Liensheng; Hostage in Chinese History, in

Studies in Chinese Institutional History, 1961, P. 46) けれども開元十年（722）閏五月戊寅（^{四八}）に繋ける方が無理がない。

25 旧唐書^{卷六}高士廉伝

乃詔士廉与御史大夫韋挺……等、刊正姓氏。於是普責天下諱議。仍憑掘史伝、考其真偽。忠賢者褒進、悖逆者貶黜、撰為氏族志。

第三章 氏族志と唐朝の対氏族策

前章において、敦煌名族志成立の契機となり、且つそれを素材として編纂されたと考えられる大唐氏族系録修撰事業の輪廓を敘べ来つた。本章では進んで三回に及ぶ唐朝の氏族志撰集を概観し、それを通じて唐朝の氏族対策の推移を追

なおまえがき註4の竹田竜児氏の論文に關係史料がみえる。

26 旧唐書^{卷八}李義府伝

貞觀中、太宗命吏部尚書高士廉……等及四方士大夫諳練門閥者、修氏族志、勒成百卷。升降去取、時称允当。頒下諸州、藏為永式。

この後顯慶四年、姓氏録が出来ると、これに權威をもたせようとして姓氏録編纂の推進者であつた李義府が、天下の氏族志をやくことを上奏した（旧唐書李義府伝・唐会要^{卷三}）。しかしこの上奏は取上げられて実施をみるに至らなかった。

27 唐代には、武德五年（622）西沙州がおかれ、貞觀七年（633）沙

州と改名、以後天宝元年（742）乾元元年（758）に燉煌郡と改称

したのを除けば、大体において沙州が敦煌を管轄した。沙州城と燉煌県城は同一で、敦煌は郭下の県であつた。（旧唐書^{卷四}地理志等参照）

28 当代における敦煌の諸氏族の実態と、王朝権力への対応につ

いては、別稿に専論するつもりである。

求すると共に、諸氏族志の体例・内容の理解を深めたいと思う。
命運⁽¹⁾があり、本稿もこれらに教えられる所が多い。

(本章の内容に関しては、門閥の変質の面から守屋美都雄氏の「⁽²⁾のすぐれた研究」(六朝門閥の研究)第七章 山東士族の

1 三氏族志の体例

ここに三氏族志というのは、貞觀氏族志・姓氏錄・大唐氏族系錄三者の総称である。貞觀氏族志は貞觀六年⁽⁶³²⁾太宗の命によつて編纂が始められ、一旦完成奏上されるまでになつたが、その出来が太宗の意図にそわぬ所が多かつたため、改訂を命ぜられ、漸く同十二年⁽⁶³⁸⁾正月に完成天下に頒布された。右の経緯に伺がわれるように、本書には最初の奏上本と最後に頒布された定本の二種があり、両者の差異を無視することは出来ない。その差をどの程度に評価するかは一個の問題であるが、大体の形式と収載内容はそのまま踏襲され、只等級付けの基準の変化により個々の氏族の等級に昇降をみたものと思つてよいと思う。⁽³⁾且つ最初の奏上本は世にひろまる機会をもたなかつたから、定本の果たした役割が決定的であつた。その後二十年程たち、高宗の永徽・顯慶年間に至つて、許敬宗・李義府らが自らの政治的立場を有利にするため、氏族志の改編を行ない顯慶四年⁽⁶⁵⁹⁾姓氏錄と名を改めてこれを完成し、氏族志に代えてこれを世に広めようとした。⁽⁴⁾氏族系錄の編纂はそれから更に半世紀を経て企画実施された所の⁽⁵⁾(707-714)、唐代における第三次のそして最後となつた氏族志事業であつたのである。

唐代の氏族志は八世紀の動乱—安祿山の叛⁽⁷⁵⁵⁾に始まる—の過程で失なわれたと見られ、今日その一部すら伝えられておらず、⁽⁶⁾加うるに確實な引用と認め得る佚文すらその存在を見出されていない現状である。⁽⁷⁾従つてその内容は、主に編纂経緯を伝えた諸文献の記事に頼つて考えねばならない。氏族志の体例について現在知り得る要点は、次表に摘記する程度である。もとより断片の記事にすぎぬけれども、これらは原書が存在せる時代に朝廷の權威ある史官に

唐朝氏族志の一考察

よつて敘述された実録・国史等の記事に原拠と核を有するものと認められ、三氏族志の本質的且つ特徴的諸傾向は、これらを通じて把握され得るであらう。

○第二表

名書	代年	数巻	数家・姓・職・取	体	例
氏	初奏本 (632~637) C.637	一〇〇巻	二九三姓 一六五一家	普責天下譜牒、拋憑史 伝、剪浮華、定真偽。 忠賢者褒進、悖逆者貶 黜。退新門、進旧望。 右膏粱、左寒賤。 崔民幹為第一等。	(新唐書 ^{卷九} 五、高儉伝等)
族	定本 (632~633) (6)	一〇〇巻	二九三姓 一六五一家	皇族為首。 外戚次之。 不須論数代以前、止取 今日官品人才、作等級。 崔民幹為第三等。 分為九等、以甄士庶。	(資治通鑑 ^{卷九五等} 九五等)
姓氏錄	(653~659) C.653	二〇〇巻	二四五姓 二二八七家	皇帝親製序。自裁類例。 皇后四家・鄧公・介公・三公・贈 台司・太子三師・開府儀同三司・ 僕射、為第一等。 文武二品、及知政事者三品、為第 二等。 各以品位、為等第。凡為九等。 唐朝得五品者、尽入族譜。 取其身及後裔、若親兄弟、量計相 從、自余枝屬、一不得同譜。	(唐会要 ^{卷三} 六三・新唐書 ^{卷九} 五、高儉伝)
大唐氏族系録	(707~714) (71)	二〇〇巻		依拋貞親氏族志。 以四海望族為右姓。 高名盛德・素業門風・国籍相伝・ 士林標準、勲庸克懋・榮絶当朝・ 中外相輝・譽兼時望、各為等列。 諸蕃酋長晚襲冠帶、別為一品。	(冊府元龜 ^{卷五} 六〇・新唐書 ^{卷九} 九、柳冲伝)

右表でまず注目さるべきは、すべてを通じて諸氏族を一定の基準によつて等級付けることが主眼となつている点で

ある。氏族志編纂に当つては、全国から系図を提出せしめ、又信憑し得る史籍を検討し、系譜の学に通曉せる者を動員して、諸氏族の系図を正確且つ詳細に記録することが意図され大きな努力が払われたことはいうまでもない。しかしそうした系譜の集成は畢竟前提手段にすぎず、諸氏族の官歴徳望を確認してその所属するランクを決定し、これらを系統的に段階付ける所にこそ、事業の最終目的が存したと認めねばならない。そして等級付ける基準として唐朝の官品が大きくクローズアップされている。この傾向が最も明瞭に出ている姓氏録の基準を次にこまかく検討しよう。

第一等にランクされる皇后四家とは、高宗に至る四代の唐帝の皇后の出た家で、左の如く

李 昉^(世祖) — 李 淵^(高祖) — 李世民^(太宗) — 李 治^(高宗)
独孤氏 = 寶 氏 = 長孫氏 = 武 氏

独孤・寶・長孫・武の四氏を指す。⁽¹¹⁾

鄭公は前朝たる隋の後裔⁽¹²⁾楊氏、介公は前々朝たる北周の後裔⁽¹³⁾宇文氏である。

三公は太尉・司徒・司空で皆正一品の官、常置されず名誉職である。当時までに三公に任ぜられた者は皇族を除くと、裴寂・長孫無忌・房玄齡・李勣の四名にすぎない。⁽¹⁴⁾ 贈台司とは、台司(尚書令、⁽¹⁵⁾正二品・中書令、門下侍中、正三品)を贈官された者を意味するのであらう。

太子三師は、太子太師・太子太傅・太子太保の三官で孰れも従一品、常置されぬ名誉職である点は三公と同様であり、当時迄に任ぜられた者は魏徵・蕭瑀・高士廉・于志寧の四名。⁽¹⁶⁾ 開府儀同三司は従一品の階である。

僕射は左右の二人あり、従二品の官で尚書都省をすべ、実質上行政の最高責任者で常に宰相に任じた。当時迄にこれに任じた者は、裴寂・蕭瑀・封德彝・長孫無忌・房玄齡・杜如晦・李靖・温彦博・高士廉・李勣・于志寧・張行成・

唐朝氏族志の一考察

褚遂良の計十三名⁽¹⁷⁾。

以上第一等にランクされる規準は、原則的に一品の官であり、但し外戚・二王後及び贈台司・左右僕射は一品官ではないが特別に尚とばれる理由があるので、一品に准じてここにおかれる訳である。次に第二等にランクされているのは、原則として文武二品の官であるが、例外として三品の知政事者即ち宰相が含まれる。従つて第三等以下には当然三品官以下が該当する筈である。なおここには皇族があらわれないが、皇室が外戚や二王後などより低い等級におかれることはあり得ない。これは第一等の上の特等とも称すべきランクに属すと解して誤りないであろう。右の諸点を念頭において、姓氏録の九等を図式的に想定すると左の如くなる。

特等	一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等	八等
皇室	一品 及び外戚・二王後・贈台司・左右僕射	二品 及び三品の宰相	正三品	従三品	正四品	従四品	正五品	従五品

貞観氏族志も、皇室を第一等とし外戚を第二等にして全体を九等とする点では全く同様であるが、崔民幹（黃門侍郎、正四品）が第三等におかれた⁽¹⁸⁾（三品以上が二等以上と並る筈）所をもつてみると、官品と等級の対応関係は必ずしも姓氏録と同じでなかつた。国初には高品を得た者がはるかに少なかつたから、姓氏録に比し官品の等級付けが相対的に高かつたであろうことは当然予想され得る所であり、崔民幹のケースもその一証とみられる。

次に姓族系録の場合は、官品が基準として表面にあらわれることが全くない。これは官品を無視したことを意味するであろうか？ 私見ではそうではないと考える。その理由は、まず第一に貞観氏族志に依拠するという大前提があ

り、第二に個人的功勞と家門の伝統を併挙するのは唐朝の治世がすでに百年近く続いた背景に照応するものであり、第三に官品と等級との対応を表に出さぬのは、武后政權下に行なわれた姓氏録への意識的反動のあらわれと解されるからである。結局、等級付けが実質的に官品に対応し、五品以上が収録の主対象となるといつた基本的枠は三氏族志を通じて一貫していたと考えられるのである。

次に氏族志の収録対象とされる姓数・家数についてみよう。姓は李・王・張等の苗字、家は同族の家系を指す。家数が姓数の数倍なのは、同姓でも一族でない多数の家系が存在したからである。同姓者の少ない稀姓には一姓一家の場合もあるが、大姓では数十家系を含むことも珍らしくない。姓氏録は貞觀氏族志の二倍の巻数を有つから、当然収載者も多かつた筈であり、事実家数は倍には至らぬがかなり増している。ところが姓数は却つて二九三から二四五姓へと若干減少している。この点は唐初の二十年間に没落した家も稀でなかつたことを示すものである。等級付けの対象となつたのは、姓ではなくて当然各家であつた筈である。姓氏録の第一等に皇后四家と明記されているのはその証といえる。従つて同一姓の中でも一等から九等に至る多様な等級に属する家を含むこともあつた。ここで考うべきは、各家の等級付けが単に等級を注記するにとどまらず、氏族志全体の構成原理であつたことである。即ち多くの氏族文献が姓氏を基準に排列されるのと異なり、氏族志では等級順が排列の準則になつたと解される。前述の体例に関する記事（第二表）によれば、かように認める他はない。従つて同姓者も各家の等級に應じてばらばらに掲載されることもあつたであらう。⁽¹⁹⁾

最後に各家の族人の登載範囲について、姓氏録の場合は限界が明示されている。即ち、登録資格のある本人とその直系卑属（男性）及び兄弟は適当に附載されるが、それ以外の傍系親属は同じ所には入れられない、とされる。⁽²⁰⁾ この

唐朝氏族志の一考察

制限は登載者が余りに多くなるのをチェックする為に設けられたものであらう。特に男性だけ指定されているのは、一般に女性を登載せぬ原則の存在を示唆する。従つて配偶者も登載されなかつたと解される。以上明らかにした氏族志の排列構成並びに登載範囲の原則は、一般の系譜文献とはその本質を異にするものといわねばならない。

2 氏族志編纂と通婚規制

官品秩序による氏族のヒエラルヒーを顯示することを主目的とする氏族志の編纂について、今まで詳述してきた。次にかかる氏族志編纂と前後して影の形に添う如く発布された氏族の婚姻に対する規制の意味と、それと氏族志との関係を考えてみよう。

貞観十二年氏族志が完成してから四年程後に太宗は詔を發して、北魏・北斉以来の伝統を称する門閥が婚姻に際して専ら財貨を貪ぼり、あたかも売婚の様相を呈し、或いは門閥から他家に嫁した者が家柄を鼻にかけて行つた先の両親に仕えるに礼を欠くといった有様を痛嘆し、礼法に背かぬ婚姻をせよと命じている。⁽²¹⁾ ついで姓氏録が出来てから数ヶ月後、顯慶四年十月、高宗は詔において、隴西の李宝・太原の王瓊以下趙郡の李楷に至る七姓十家の子孫の相互間の婚姻を禁止し、又官品に應じて娘を他家に嫁した際受取り得る財物の最高額を規定し、更に夫の家では嫁の家から婚姻に際し財物を受取つてはならぬことを定めた。⁽²²⁾ そして更に氏族系録の編纂が開始された神龍年間に、再び顯慶の旧詔が申明され、隴西李宝の六子をはじめとする士望四十四人の後裔がお互いに通婚することを禁止する規定が出された。⁽²³⁾

売婚禁止や聘財の法定、或いは一定の貴族間の通婚禁止といった内容をもつ詔が出されたのは、記録に現われた所では唐代に右の三回にしかすぎず、前後の時代にも稀有のものである。それ故、これらの政策が氏族志と殆ど同じ時

期に発動されたことは、決して単なる偶然ではなく、両者に一貫せる政策志向が存したと認められる。一般的にいつて門閥の地位を標示する基準は、歴代の官位と通婚関係であつた。家格の高い族と通婚することにより自らの族の評価を高め得たのであり、逆に低い族と結婚すれば当然その逆の結果を招く。唐朝の下において仕官によつて高品を得ることが出来ぬ旧族が、自族の門閥の伝統と声誉を保持する方策として、婚姻関係を特に重視し封鎖的通婚を守ることによつてその地位を保持せんと努めたのは、当然の成行きといえよう。又他方では、名族が当面の経済的、政治的利益とひきかえに婚姻を売る傾向もおこつた。これに対し、官品秩序を絶対化しようとする唐朝の立場からいえば、官品を離れて別の次元に氏族の高下のめやすとなる標識が存在するのは許し難いことといわねばならない。まして旧来の門閥の婚姻をめぐつて支配階層の道德的腐敗が顕在化することは、礼法秩序からの指弾を免かれぬ。かくして氏族志による秩序付けの推進と呼応して、門閥の婚姻をめぐる因襲的性格を破壊しようと試みることとなり、これによつて官品秩序と矛盾せぬ通婚秩序の成立が期待されたのである。

3 対氏族策の推移

唐朝の氏族志編纂事業は、その機構の大きさ、費した労力と蒐められた資料の豊富、そして出来上つた書物の及ぼした社会的影響の甚大だつた点において、中国史上空前絶後と称して過言でない特徴的氏族政策であつた。系譜の重んぜられた六朝時代を通じて、ややこれと類似する事業としては南朝梁の武帝の天監年間(502-519)王僧孺らに命じて十八州譜七百一十巻を集めて百家譜を改編せしめたことが算えられるにとどまる。他方北朝において魏の孝文帝の下で施行された氏族分定は、王朝による氏族の秩序付けとして劃期的な政策であり、⁽²⁴⁾ 実に唐朝氏族政策の源流をなす一面を有した。すなわち巨視的にみれば、氏族志はその前段階に梁の十八州譜と北魏の列姓族牒⁽²⁵⁾を有したのである。

唐朝氏族志の一考察

梁の武帝の修譜及び魏の孝文帝の氏族分定、これら兩政策の統合として唐の氏族志は産まれたといひ得よう。南朝においては門閥の主体性がなお強く存し、選舉及び銜役徵発をめぐつて王朝側の氏族対策が発動されたが、修譜事業における賈氏の役割に典型的に伺がわれる如く、王朝はなお氏族の家学に多く依存せざるを得なかつた。従つて十八州譜の内容は、その名の如く各州各郡毎に有力氏族の家譜を集積したもので、貴族階級すべての系譜を網羅しようとする志向をもち、七百巻という龐大な量に達したのである。これに対し孝文帝の氏族分定は、北族を漢人貴族社会の秩序にくみこむことと、選舉の基準を設け家格と出身官品に一定の対応關係を設定するという、二側面を有つ政策であるが、その成果は列姓族牒（方司格）一卷に集約され、以后永く抛用された。ここでは門閥をその累代任官せる官品の高下に応じて段階付け、子孫の出身を規定するという明確な政策が浸透しており、王朝による門閥の官僚制秩序への編成が意図されている。かかる方向こそ唐朝の氏族志に継承されたものであることはいうまでもないが、氏族の家门の王朝に対する自立性乃至主体性がこの間に著しく後退し、王朝の官品秩序の優越が決定的となつた所に氏族志の特徴が存した。

唐の前朝たる隋朝は、華北を統一した国初開皇年間に氏族の再定を行つたが、これは大きな影響を及ぼした形跡がない。隋末の大動乱を平定し統一帝国を再興した唐初において、隋の定めた氏族の基準が妥当せぬのはいうまでもない。新たな王朝の秩序に適合する基準が定められねばならぬ。創業のやや安定した太宗の治世に至つて氏族志編纂がプログラムに上つたのは当然のなりゆきといえよう。唐初における王朝の氏族対策は二つの側面をもつている。即ち一方では唐朝への積極的結集を促がし、彼等の官僚としての仕官を推進せしめる必要があつた。當時は隋末の大乱の影響で出仕を避ける氣風が強く、適当な人材を集めるに大きな努力を必要としたのである。氏族志の編纂は、天

下に譜牒の提出を命じ仕官候補者についての家系・経歴・声誉等に関する豊富なデータを蒐め得た筈であるから、その貢献する所絶大であつた。⁽³¹⁾ それと同時に、第二の側面は前述せる通り官品によつて天下の氏族を九等に段階付け、王朝の官僚秩序の優位を明示し、門閥の伝統的榮譽もその下に立たせることである。等級付けという一目瞭然な形で天下の氏族が一書にならばられ、且つそれが全国各州に保管され永式としての權威をもつたことは、唐朝の官品の価値をいやが上にも名族達の頭にたたきこんだに違いない。南北朝時代には家門が子孫の出身資格を規定していたのが、周知の如く隋代の中正廢止、科挙制度採用に示される如き選挙制の転換を経て、すでに蔭子孫の体系が確立した。ここでは父祖の官品によつて自動的に子孫の出身階が定まり、もはや家格は介在しない。⁽³²⁾ それ故北魏の方司格が担つていた未来の仕官の際の家格基準を示すという機能は、氏族志に全く含まれぬ。氏族志は編纂時点乃至それ以前における官品を示すことによつて、氏族の過去の榮譽を現わすにとどまるのである。⁽³³⁾

氏族志の編纂は貞觀律令や齊・周・隋・梁・陳等前代正史の編纂と併行して行なわれた。⁽³⁴⁾ 国家支配の基本法典たる律令とは別の次元の規範として、氏族志も新王朝秩序の確立を助ける機能を期待されたであらう。そして前五代の正史撰述とは、資料の蒐集・批判・整理の過程で相互に益する所少なくなかつたと思われる。

かくして完成された貞觀氏族志も十数年後の永徽末年に至つて改編の問題が起つた。⁽³⁵⁾ 即ちその間に成上つた者にとつて、自らの名乃至先祖の名が載つていない氏族志が大きな權威をもつていて、これは堪え難い恥辱と感ぜられたのである。かくて姓氏錄の編纂となつたが、改編の主要な目的はいうまでもなく近十数年間の變動を書物に反映せしめる点にある。官僚の増加と特に外征の武功による高品者の増大は卷数を倍増させた。第一等にランクされた家系は約二〇、第二等も数十家を出ないとみられるが、僕射・知政事の如き行政の責任者のランクが例外的に官品相等よ

り一等昂められている点に、官僚制の秩序の発展が如実に示されている。³⁶⁾

その後八世紀に至る約半世紀は則天武后が実権を握つた時代であり、政治的社会的に唐初の体制が大きく変質した。貞観年間には仕官者を集めるに骨折つたのが、当代では希望者が多すぎてポストが足りないことが問題であり、濫官政策が進行していた。唐初数十年間に生長して来た新興階層が、軍功・科挙を通じて支配階級に進出する。武周政権の破綻から中央におけるクーデターを経て玄宗のヘゲモニーが確立し、李唐の興復がなる段階にかけて、祖宗の体制への復帰が掲げられ、武周時代の諸矛盾・弊害を一概に払拭しようとする態度が支配的に現われたのは不思議でない。そこには当然保守的反動的ムードが流れたが、実質的には現実に対応する新体制への基礎固めが進んだ。³⁷⁾ 氏族系録編纂も、武后色を除いて貞観に復帰するという時代のスローガンに適合する。これが基本的に時代の要請に応えるものであつたが故に、政情不安の時期に拘わらずともかく完成を見たのであり、編纂関係者の多くが誅滅されても部分的補訂によつてその権威を維持し得たのである。姓氏録的色彩は努めて消されねばならなかつた。体例について前述せる諸項（貞観依拠・官品を表面に出さぬこと）は正にかかる背景を反映している。しかし氏族志が唐朝創業の世代を対象としたのに対し、氏族系録は国初以来すでに三代を経た氏族を対象とする。体例においては氏族志に依拠するとしても、収載する実質的内容は主として近半世紀の諸人によつて占められる。従つて武氏以下少数の例外がオミットされた外は、武后時代に進行した社会変動の結果が氏族系録に記録されることを通じてオーソライズされた。代々仕官せる蕃族迄登載されることにより、王朝の世界帝国としての偉容は光彩を添える。

又玄宗の時代は文化的にみて一個の集大成を示す時期であり、中国古代文化の一応行きつく終点でもあつた。氏族の知識がここに集約される機運を迎えたことも偶然ではなかつた。しかしながら氏族系録には、氏族志・姓氏録に比し

て現実政策としての意義が後退し、記念碑的色彩合いを増した点も否定し得ないであろう。系録編纂の発端をなした柳冲の上奏にもそれは伺がわれる。もはや氏族に王朝権力の対立物としての存在意義も実力も残されてはいなかった。なお氏族の伝統は社会生活の保守的側面に保存され一定の地歩を占め続けたとはいえ、それは遺制としての意味をもつにとどまつた。氏族志の編纂がこれをもつて終つた所以も、実にかかる歴史的背景に照応する必然的現象として理解されるのである。

(註)

1 貞觀氏族志の編纂については、まえがきの註1-5にあげた諸研究参照。主要な史料は、高士廉(高儉)伝(旧唐書^{卷六}・新唐書^{卷九})、貞觀政要^{卷七}論礼樂・唐會要^{卷三}氏族・冊府元龜^{卷六〇}國史部譜牒・資治通鑑^{卷九五}貞觀十二年正月条などである。今全体的に要を得た通鑑の記載を引用して参考に供する。

史部尚書高士廉・黃門侍郎韋挺・礼部侍郎令狐德棻・中書侍郎岑文本、撰氏族志成、上之。先是、山東人士崔・盧・李・鄭諸族、好自矜地望、雖累葉陵夷、苟他族欲与為昏姻、必多責財幣。或捨其鄉里而妄称名族、或兄弟齊列而更以妻族相陵。上惡之、命士廉等偏黃天下譜牒、質諸史籍、考其真偽、弁其昭穆、第其甲乙、褒進忠賢、貶退姦逆、分為九等。士廉等以黃門侍郎崔民幹為第一。上曰、「漢高祖与・蕭・曹・樊・灌皆起閭閻布衣、卿輩至今推仰、以為英賢、豈在世祿乎。高氏偏祖山東、梁陳僻在江南、雖有人物、蓋何足言。況其子孫才行衰薄、官爵陵替、而猶印然以門地自負、販鬻松檟、依託富貴、棄廉忘恥、不

知世人何為貴之。今三品以上、或以德行、或以勲勞、或以文學、致位貴顯。彼衰世旧門、誠何足慕。而求与為昏、雖多輸金帛、猶為彼所優蹇、我不知其解何也。今欲釐正訛謬、捨名取實、而卿曹猶以崔民幹為第一、是輕我官爵而徇流俗之情也。」乃更命刊定、專以今朝品秩為高下。於是以前皇族為首、外戚次之、降崔民幹為第三。凡二百九十三姓、千六百五十一家、頒於天下。

2 新唐書^{卷五九}高儉伝には、最初に崔民幹を第一として出来た時の所載姓・家数を、定本と同じ二九三姓一六五一家と伝えている。この点は必ずしも新唐書が確実な根拠を有した証拠とはならぬが、新唐書編纂者がかく解したことは一応尊重されてよいであろう。

3 姓氏録の編纂については第二章註12の史料参照。今参考のため要約された通鑑を引用しておく。

（顯慶四年）六月丁卯、詔改氏族志為姓氏録。初、太宗命高士廉等脩氏族志、升降去取、時称允当。至是、許敬宗等以其書

唐朝氏族志の一考察

不敝武氏本望、奏請改之。乃命礼部郎中孔志約等、比類升降、以后族為第一等、其余悉以仕唐官品高下為準、凡九等。於是士卒以軍功致位五品、豫士流、時人謂之「勳格」。

4 三氏族志の著録は開元年代の目録（旧唐書經籍志）が確認されるにとどまり、新唐書芸文志・通志芸文略等は旧唐志を抄襲したにすぎず、北宋の崇文總目以降の公私の書目には確実な著録は一例もない。

5 この点については嘗て言及した（東洋學報四二・三、七一―二頁）が、そこで触れなかった一二をこの機会に補なつておく。元和姓纂（八二）には一見「氏族志」を参照したかとみられる左の二条がある。

條（氏）。今冤句有此姓。冤句、曹州也。（氏族志）（輯本卷三蕭）。

武（氏）。周平王少子、生而有文在手、曰「武」。遂以為氏。

漢初、武臣為趙王。又有武涉、功臣表梁鄒侯武彪、伝封六代、

後居沛國。漢又有祭酒武忠。望出太原。（氏族志）（六卷九虞）

右の氏族志は貞觀氏族志を指すであろうか。内容を見ると、條氏は稀姓であつて唐初までに著名人を出しておらず、又武氏についてはこれが氏族志のつていないことが姓氏録編纂の一契機となつた（註3）のであるから、孰れも貞觀氏族志に含まれた記載ではあり得ない、ということになる。右の二条のいう「氏族志」の実体を未だ詳らかにし得ないけれども、これらが貞觀氏族志の類でないことはほぼ斷言出来る。

なお敦煌発見の若干の断巻を貞觀氏族志に擬する見解があるが、その従い得ないことは、まえがき註6所載の前稿でのべた。

6 旧唐書太宗本紀下貞觀十二年正月乙未条のみ氏族志一百三十巻に作るが、他の諸史料がすべて百巻に一致しているからこの三十は衍字とみるべきであらう。

7 旧唐書經籍志乙部雜譜謀及び新唐書芸文志乙部譜牒類には姓氏録を姓氏譜に作る。なお新志に「岑義氏族錄亡」という著録があるが、これは岑義が氏族系録編纂に参与した事蹟（第二章註17）が、仍修氏族錄と伝えられたものを別の著作と誤解した結果であり、本来烏有の存在であつてとるに足りない。

8 唐会要氏族条では家数の二千の二字を脱す。二八七家では過少にすぎるから二千のある方が正しいことはいうまでもない。

9 高宗は編纂物のために屢々序文を与えた。現存するものは玄奘の訳經に付した三藏聖教後序と述聖記くらいであるが、なお東殿新書・顯慶新修五礼にも序を賜つた（唐会要三六修撰目録）。

10 第二章註26所引の旧唐書李義府伝及び本章註1の記事をみよ。

11 唐会要三皇后・旧唐書五后妃伝上等参照。
12 通典七礼三三格二王後・唐会要二二王三格参照。

13 新唐書^{卷六}宰相表第一・萬斯同撰唐將相大臣年表（二十五史補編、七二七〜二三頁）。

14 尚書令は行政を総括する尚書都省の長官であるが、唐初李世民が任じた後は實際にこの官に任ぜられる者はなく、贈官の可能性だけあった。通典^{卷二}尚書令・唐会要^{卷五}尚書令等參照。

15 新唐書^{卷六}宰相表第一參照。

16 当代までに開府儀同三司の階を得た者は、皆三公・宰相等に任じた者である。

17 前註13の諸文献及び嚴耕望著唐僕尚丞郎表（二一〜七頁）參照。

18 崔民幹は新唐書^{卷七}宰相世系表によると、博陵第二房崔氏に屬し、字^{アザ}道貞、黃門侍郎博陵元公になっている。

19 系譜的記述を集成した書物は、姓を一定の順序（韻順等）に並べるか或いは地域別出身姓を排列するのが、普通に考えられるやり方であるが、氏族志の体例にはかかる形式を示唆する何の記述も存しない。却って、等級をつくる、^イ等第をつける、^ロ等列をつくる、と明記され、その編成原則を規定してある（第二表）。もつとも第二章註21にみえるように、氏族系録では「四海望族」が取上げられていたようであるから、家別の記事を本体としつつも、まとまった姓としての記述部分も併存した可能性が考えられる。なお新唐書高儉伝の記事では姓氏録が姓を基準にしている如く読めるが、これは唐会要にみられる形が

原型に近く、新唐書が不正確に書きかえていると認め、特に取上げない。

20 唐会要^{卷六}三氏族

並取其身及後裔、若親兄弟、量計相從。自余枝屬、一不得同譜。^イの個所を新唐書^{卷九}高儉伝は、取身及昆弟子孫。余屬不入。^ロに作る。後者は前者の縮約で内容に相異はない。本人の先世をどう扱ったかは言及されていない。姓源より遠祖を経て近世に至る系譜は、各姓につき一度登載すればよく、各家系の記述は夫々に必要な房祖から始められたのであろう。

21 冊府元龜^{卷五九}帝王部革弊

貞觀十六年六月己酉^{廿五}、詔曰、氏族之盛、實繫於冠冕、婚姻之道、莫失於仁義。自有魏失御、齊氏云亡、市朝既遷、風俗陵替。燕趙右姓、多失衣冠之緒、齊韓旧族、或乖德義之風。名雖著於州閭、身未免於貧賤。自号膏粱之胄、不敦匹敵之儀。問名雖在於竊貲、結褵必歸於富室。乃有新官之輩、豐財之家、慕其祖宗、競乎婚媾。多納財貨、有如販鬻。或貶其家門、受屈於姻婭、或矜其旧望、無礼於舅姑。積習成俗、迄今未已。既紊人倫、實虧名教。朕夙夜兢惕、憂勤政道。往代蠹書、咸已懲革。唯此弊風、未能尽变。自今已後、明加告示、使識嫁娶之序、務合典禮、称朕意焉。^イこの詔は貞觀政要^{卷七}論礼樂・唐大詔令集^{卷一〇}誠励氏族婚姻詔・唐会要^{卷八}嫁娶に同じくみえる。

唐朝氏族志の一考察

22 唐会要^{卷八}嫁娶

〔顯慶四年〕十月十五日詔、後魏隴西李寶・太原王瓊・滎陽鄭溫・范陽盧子遷・盧渾・盧輔・清河崔宗伯・崔元孫・前燕博陵崔懿・晉趙郡李楷等子孫、凡七姓十一家、不得自為婚姻。仍自今已後、天下嫁女受財、三品已上之家、不得過絹三百匹。四品五品、不得過二百匹。六品七品、不得過一百匹。八品以下、不得過五十匹。皆充所嫁女貲妝等用。其夫家、不得受陪門之財。[○]括弧内は資治通鑑^{卷二}によつて補なう。なお旧唐書^{卷八}・新唐書^{卷三十三}李義府伝・新唐書^{卷九十五}高倫伝・太平広記^{卷八十四}引国史異纂にも右に關する言及がある。

23 李華撰唐贈太子少師崔公（景旺）神道碑（文苑英華^{卷九}）^九收

神龍中、申明旧詔、著之甲令。以五姓婚媾、冠冕天下。物惡大盛、禁相為姻。隴西李寶之六子・太原王瓊之四子・滎陽鄭溫之三子・范陽盧子遷之四子・盧輔之六子・公之八代祖元孫之二子・博陵崔懿之八子・趙郡李楷之四子、士望四十四人之後、同降明詔。斯可謂美宗族人物、而表冠冕矣。[○]

右に列挙された子数の合計は三七人で士望四十四人に足りぬから、顯慶旧詔中の盧渾・崔宗伯の記載を脱したものであらう。

李宝の六子は承・茂・輔・佐・公業・冲であり（魏書^九）、王瓊の四子は遵業・広業・延業・季和であり（守屋美都雄「六朝門閥の一研究—太原王氏系譜考—」六八—八八頁）、鄭溫の三子は、曄・簡・恬（新唐書^{七五}）、盧子遷（名度）の四子は淵・敏・

昶・尚之（魏書^七）、盧輔の六子は琇・静・同・璧、二名未詳（魏書^六）、崔元孫の二子は亮・敬然（魏書^六）、崔懿の八子は連・琨・格・邈・殊・怡・豹・侃（新唐書^{七二}）、李楷の四子は晃・芬・勁・叡（新唐書^{七二}）とみられる。なお崔宗伯には休・寅二子が知られる（新唐書^{七二}）。范陽盧氏に該当する盧渾は疑問で、或いは盧洪（魏書^七）の誤か。

24 南史^{卷五十九}王僧孺伝（玉海^{卷五〇}には梁王僧孺伝として引く）

入直西省、知撰譜事。武帝以是留意譜籍、州郡多離其罪。因詔僧孺改定百家譜。僧孺之撰、通范陽張等九族、以代鷹門解等九姓。其東南諸族、別為一部、不在百家之數焉。集十八州譜七百一十卷。百家譜集抄十五卷・東南譜集抄十卷。[○]

梁書^{卷五}劉杳伝

王僧孺被敕撰譜、訪杳血脉所因。[○]

又元和姓纂、路氏条には梁天監十八州譜とみえる。

25 孝文帝の氏族分定については宮崎市定「九品官人法の研究」第五章の七、氏族の詳定の項にすぐれた見通しが示されている。

26 隋書經籍志に「魏孝文列姓族牒一卷」と著録されるもので、諸姓を段階付けて子孫の出身を規定する。これは（後魏）方

格（阿唐志・新唐書柳冲伝、史通書志篇は方思殷格に作る）ともよばれた。

27 南齊書^{卷五}賈淵伝

賈淵、字希鏡、平陽襄陵人也。祖弼之、晉員外郎。父匪之、驃騎參軍。世伝譜学。淵祖弼之、広集百氏譜記、専心治業。晉太元中(376-396)、朝廷給弼之令史書吏、撰定繕写。藏祕閣。乃遷左民曹。淵父及淵三世伝学。凡十八州士族譜、合百帙七百余卷。該究精悉、当世莫比。

南史^{卷五}王僧孺伝・通典^{卷三}食貨鄉党略同

因詔僧孺、改定百家譜。始晉太元中、員外散騎侍郎平陽賈弼、篤好簿狀、乃広集衆家、大搜群族。所撰十八州一百一十六郡、合七百一十二卷。凡諸大品、略無遺闕。藏在祕閣、副在左戸。

及弼子太宰參軍匪之、匪之子長水校尉深^補、世伝其業。太保王弘、領軍將軍劉湛、並好其書。湛為選曹、始撰百家、以助銓序、而傷於寡略。齊衛將軍王儉、復加去取、得繁省之衷。僧孺之撰云々

28 梁書及び南史王僧孺伝に七百十卷、阿唐志に七百十二卷、又隋志に引かれた阮孝緒七録には梁武帝総實境内十八州譜六百九十卷と著録される。

29 柳芳の氏族論に、隋開皇氏族、以上品茂姓則為右姓(新唐書柳冲伝)と伝えられ、又沙州都督府圖經の長城堰の項に、俗号長安城李。隨時定氏族、去其安字、直為長城李氏。とみえる。

30 通典^{卷五}選舉三・新唐書^{卷四}選舉志略同
初武德中、天下兵革方息、萬姓安業、士不求祿、官不充員。

北大文学部紀要

史書乃移牒州府、課人応集。(遠方或賜衣統食、猶辭不行志)至則授官、無所退遺。四五年間、求者漸多、方稍有沙汰。

(親氏聞見記^卷録書には右の状況を貞觀年間のこととして述べている)

貞觀年間には應選者が漸く多くなつてくる。韋述の唐書には、貞觀八年、唐皎為吏部侍郎。以選集無限、隨到補職、時漸太平、選人稍衆、請以冬初、一時大集、終季春而畢。至今行用之。

(唐會要^{卷七}選限)とみえる。福島繁次郎氏の遺著「中国南北朝史研究」唐初の貢舉制度の節にもこの間の情勢が論ぜられてゐる。

31 竹田竜児氏の注意された羅隱の楊威將軍錢公(元脩)列伝(錢氏大宗譜所取、全唐文^{卷八}、史学二五—四、三三頁)には、唐貞觀五年、策試通經、補長興縣博士。七年、詔天下貢民氏族源流。公録家譜詣郡、与沈懷遠等數家、連保京師。とみえ、氏族志の為の家譜提出を機に江南からわざわざ首都長安に赴いた名族のあつたことが窺われる。連保とあるのは選任に先立つて身許保証をすべく京官と保を組ませること(通典^{卷一}には、以同流者五為聯、以京官五人為保、一人為識。皆列名結款云々)を意味しよう。すなわち錢元脩の行動は仕官を求めて都に出向いたものと解される。これによつてみれば、単に氏族の資料を集めたにとどまらずこれを契機に仕官候補者を直接吸引する結果をも伴つた訳である。

32 唐の出身規定は、六典^{卷二}吏部の叙階之法や新唐書^{卷四}選舉志な

唐朝氏族志の一考察

どに略述されている。

33 一般に五品以上が蔭子孫による後裔流内出身の^イ権を有する

から、氏族志に載せられた家系とそれ以外では現実に出身法上
大差があった。又氏族志が州に保存されたことにより、定制に

よる出身以外に臨時に登載氏族の子孫が有利な機会を得る可能
性があった。従って本文の叙述はもとより絶対的なものではな
く、北魏と比較した場合の相対的な特徴をいつたにすぎぬ。

34 貞観律令の編纂については仁井田陞「唐令拾遺」(序説第一

唐令の史的研究 一四頁)をみよ。これが完成頒行をみたのは
貞観十一年正月である。

唐前五朝正史の編纂については呂思勉「隋唐五代史」(下冊一
三二―二頁)などをみよ。周隋梁陳齊五代史の完成奏上は貞
観十年正月である。

35 註3参照。なお旧唐書^{卷七}呂才伝には永徽初年に文思博要・

あとがき

以上略述せる所により初唐の氏族志の性格を一応理解せられたであろう。氏族志は名族の系譜の集成という表面の
役割をこえて、氏族の等級付けを眼目として編成されており、且つその等級付けの基準が一義的に唐朝の官品におか
れていた。官品は個人に帰属するものであり、従つて官品に伴う蔭の特権も代を経るにつれて通減するのを原則とす
る。これは六朝における家門に附随せる特権と本質的に異なる点であり、制度的に門閥制との絶縁を表示するメルクマ

姓氏録を撰修するにあずかったと伝えられるが、文思博要は貞
観十五年に出来ており(唐会要^{卷三}、文苑英華^{卷六}所収の文思

博要序によれば呂才は太常博士として参画している)、右の年
代は正確でない。氏族志改訂の議が起つたのは武氏が皇后に冊
立された永徽六年十月以降であらう。

36 宰相の出た家系をたつとぶ伝統は八世紀の韋述の国朝宰相甲
族(新唐志に著録)などを経て、新唐書に宰相表・宰相世系表
を立てさせるに至る。

37 武后時代から八世紀初に至る時期の政治的変動とその社会的
基盤については横田滋「武后政権成立の前提」・谷川道雄「武后
末年より玄宗朝に至る政争について」(以上共に東洋史研究一
四―四)、胡如雷「論武周の社会基礎」(歴史研究一九五五―
一)などの諸論文にくわしく論ぜられている。

ルである。六朝の甲門・次門・後門・吏門・役門・露門の如き、若くは士族と庶族の如き族そのものの身分的区別は、隋唐時代によりやく影をひそめ個人の官品に対応する秩序が完成される。かかる推移の過程に産まれた氏族志は門閥制・官僚制の両側面をになうが、基本的には後者の優越によつて特徴付けられている。氏族志の性格をかくように認めることが誤まつていないならば、曾て今堀誠二氏が論ぜられた（まえがき
註3論文）如き、官族と区別された身分的範疇としての士族の籍という考え方をそのまま受入れることは出来ない。唐初においてはかかる六朝の士族は既に遺制的存在に転化していたのであり、旧来の門閥的秩序を清算して新たな官僚制秩序を樹立する点に唐朝の意図も存したものである。

而して繰返し三回氏族志の編纂をみたことは、旧来の伝統が根強かつたというより、むしろ当代に生起せる社会変動の重大であつた事情により多く因由したと考えられる。すなわち三氏族志は夫々の成立時点における政治的条件に強く制約されており、初唐政治史の縮図とも称し得よう。そして更に八世紀中葉以降の動乱は氏族的伝統に対する決定的打撃となり、氏族志をも遂に湮滅に帰せしめた。本稿で取上げた敦煌名族志にみられる官品第一主義・限定された登載者は、氏族志の内容と適合的であり、且つその成立時点は中央の氏族系録編纂との連繫を証明するに足るであろう。かくて未だ編輯の手の加わらぬ断片的素材に過ぎぬとはいえ、敦煌名族志こそ片鱗すら留めぬ氏族系録の形式内容を直接に伺うべき殆ど唯一の遺文と称して過言でない。そして名族志所収各氏記載の編成に際しては沙州に保管されていた貞観氏族志が参照された蓋然性が大きいから、索氏の記述にみられる姓源・先世の記事などが、氏族志に原拠をもつ可能性も認められる。名族志の有するかかるユニークな史料価値を闡明するに些さかでも資し得たならば、本稿の最大の目的は達せられたのである。

唐朝氏族志の一考察

なお名族志にあらわれた敦煌氏族の政治的社会的諸条件を分析し、彼等の王朝に対する志向を解明することは、王朝の氏族対策の理解に必須の反面となる。これについては八世紀初における敦煌の氏族をテーマとして検討を加え発表するつもりであるから、併せ参照の上ご批判を乞いたいと思う。